

第五十一回国会 衆議院 大蔵委員会 議録 第十一号

昭和四十一年二月十八日(金曜日)

午前十時二十六分開議

出席委員

委員長 三池 信君

理事 金子 一平君

理事 山中 貞則君

理事 平林 剛君

理事 武藤 山治君

理事 岩動 道行君

理事 奥野 誠亮君

理事 木村 剛輔君

理事 砂田 重民君

理事 福田 繁芳君

理事 村山 達雄君

理事 渡辺 栄一君

理事 小林 進君

理事 只松 祐治君

理事 日野 吉夫君

理事 藤田 高敏君

理事 横山 利秋君

理事 永末 英一君

出席國務大臣

大蔵大臣 福田 赳夫君

出席政府委員

公正取引委員会 委員長 北島 武雄君

大蔵政務次官 藤井 勝志君

大蔵事務官 塩崎 潤君

大蔵事務官 松井 直行君

大蔵事務官 佐竹 浩君

大蔵事務官 鈴木 秀雄君

大蔵事務官 村山 茂利君

労働基準監督官 村上 茂利君

労働基準局長 村上 茂利君

委員外の出席者

大蔵事務官 龜徳 正之君

大臣官房財務 調査官 正之君

専門員 抜井 光三君

二月十六日

委員渡辺栄一君辞任につき、その補欠として重政誠之君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員重政誠之君辞任につき、その補欠として渡辺栄一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員木村剛輔君、木村武千代君、小山村二君及び横山利秋君辞任につき、その補欠として西村直己君、野田卯一君、荒松清十郎君及び山口ソエ君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員荒松清十郎君、西村直己君、野田卯一君及び山口ソエ君辞任につき、その補欠として小山村二君、木村剛輔君、木村武千代君及び横山利秋君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員荒松清十郎君、西村直己君、野田卯一君及び山口ソエ君辞任につき、その補欠として小山村二君、木村剛輔君、木村武千代君及び横山利秋君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員荒松清十郎君、西村直己君、野田卯一君及び山口ソエ君辞任につき、その補欠として小山村二君、木村剛輔君、木村武千代君及び横山利秋君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員荒松清十郎君、西村直己君、野田卯一君及び山口ソエ君辞任につき、その補欠として小山村二君、木村剛輔君、木村武千代君及び横山利秋君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員荒松清十郎君、西村直己君、野田卯一君及び山口ソエ君辞任につき、その補欠として小山村二君、木村剛輔君、木村武千代君及び横山利秋君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員荒松清十郎君、西村直己君、野田卯一君及び山口ソエ君辞任につき、その補欠として小山村二君、木村剛輔君、木村武千代君及び横山利秋君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員荒松清十郎君、西村直己君、野田卯一君及び山口ソエ君辞任につき、その補欠として小山村二君、木村剛輔君、木村武千代君及び横山利秋君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員荒松清十郎君、西村直己君、野田卯一君及び山口ソエ君辞任につき、その補欠として小山村二君、木村剛輔君、木村武千代君及び横山利秋君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員荒松清十郎君、西村直己君、野田卯一君及び山口ソエ君辞任につき、その補欠として小山村二君、木村剛輔君、木村武千代君及び横山利秋君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員荒松清十郎君、西村直己君、野田卯一君及び山口ソエ君辞任につき、その補欠として小山村二君、木村剛輔君、木村武千代君及び横山利秋君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員荒松清十郎君、西村直己君、野田卯一君及び山口ソエ君辞任につき、その補欠として小山村二君、木村剛輔君、木村武千代君及び横山利秋君が議長の指名で委員に選任された。

所会額足立正外二名(第四七号)

入場税の軽減に関する陳情書(東京都北多摩郡清瀬町議会議長湯上正之(第一一七号))

は本委員会に参考送付された。

本日(の)会議に付した案件

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三〇号)

地震保険に関する法律案(内閣提出第七三三号)

地震再保険特別会計法案(内閣提出第七四四号)

税制、金融、証券取引及び外国為替に関する件

三池委員長 これより会議を開きます。

税制、金融、証券取引及び外国為替に関する件

三池委員長 これより会議を開きます。

税制、金融、証券取引及び外国為替に関する件

三池委員長 これより会議を開きます。

税制、金融、証券取引及び外国為替に関する件

三池委員長 これより会議を開きます。

税制、金融、証券取引及び外国為替に関する件

三池委員長 これより会議を開きます。

税制、金融、証券取引及び外国為替に関する件

三池委員長 これより会議を開きます。

税制、金融、証券取引及び外国為替に関する件

三池委員長 これより会議を開きます。

税制、金融、証券取引及び外国為替に関する件

三池委員長 これより会議を開きます。

税制、金融、証券取引及び外国為替に関する件

三池委員長 これより会議を開きます。

税制、金融、証券取引及び外国為替に関する件

三池委員長 これより会議を開きます。

税制、金融、証券取引及び外国為替に関する件

三池委員長 これより会議を開きます。

税制、金融、証券取引及び外国為替に関する件

三池委員長 これより会議を開きます。

税制、金融、証券取引及び外国為替に関する件

三池委員長 これより会議を開きます。

税制、金融、証券取引及び外国為替に関する件

三池委員長 これより会議を開きます。

税制、金融、証券取引及び外国為替に関する件

険な考え方であると思う。結局、消費者物価の上がりも、これを放置すれば卸売り物価に必ずいつの日にかね返ってくる。また、これは賃金と消費者物価の間に悪循環という問題もはらんでおる。これはいづれの日にか企業にも致命的な欠陥を持つようになってしまう。そういうことを考えますときに、いまや消費者物価問題というものをどうしても放置することができない段階にきておる、こういうふうな考えです。当面景気の対策、つまり不況克服に全力をあげると同時に、この物価の安定問題にもこれにめどをつけるというための努力をしなければならぬ。そういう基本的な考え方、たゞいま経済政策全体の運営に当たっておる、こういうこととございます。

○武蔵委員 不況対策のために、財政規模を拡大し、有効需要を喚起すれば、物価の高騰にさらに拍車をかけるという矛盾政策をやらざるを得ない。そういう事態に今日の日本は追い込まれておるわけですね。私が聞きたいのは、そういうときに、消費者を保護する物価騰貴をできるだけ抑える。そのじゃまをしている構造的な障害、あるいは人為的なカルテルや管理価格や再販制度、そういうような行政面におけるこれによって解決のできる消費者保護、そういうようなものを、政府として、内閣として、具体的にこういう点ひとつ内閣で消費者向けの保護対策をやろうというようにすることは聞いたことがないのです。何か考えておるのですか。

○福田(趙)國務大臣 対策はいろいろあると思いますが、大きな問題は構造問題に根ざしておるとは申し上げましたが、同時に需給要因というものもあるわけです。肉が逼迫する、そういう際に、その肉の需給改善をはかるということ、これは消費者物価対策上非常に重要なことである。その需給問題というのが一つあるわけです。これは輸入政策におきましても、国内の生産対策におきましても、それぞれ手を打っておるわけであり

ます。これは武蔵さんも御承知のとおりと思います。

それからもう一つの問題は、構造的の問題に対する措置であります。これは私は二つあると思います。一つは、長い目の問題であります。これは低生産性部門の近代化、合理化、よって生産性を上げるという問題、それからもう一つの問題は、そういう長い目の問題が基本ではありますけれども、同時に、短期的に解決し得るものがたくさんあると思うのです。つまり、流通機構のあり方の改善でありますとか、あるいは労働の流動化の問題でありますとか、そういう当面や短期的に手をつけ、また効果をあげ得る施策というものがいろいろあると思うのであります。ともかく、そういうようないろいろな問題、これは公取法の運営にも関連してくる問題であります。焦点は、私

は、その三つにしばられると思う。考えられるという角度のいろいろな問題、具体的な問題をできる限り粘り強く、また精神的にやっつけていかなければならない。政府の全機能をあげてこれに傾注するといふくらいな覚悟でやらなければ、なかなか実効はあげられない、こういうふうな考えでおるわけでありま。現に昭和四十一年度の予算でも、そういう三つの面を、いろいろ方策はありま

すけれども、考え得るあらゆる手は打っておる、こういうこととございます。

○武蔵委員 時間がたいへん経過しますから、個々の問題で論争できないのでありますが、たとえば、いま大臣は、いま緊急の問題として牛肉の問題がたいへんな高騰で、輸入をせざるを得ない。それは、現象面としては確かにそうなんです。それで、現象面としては確かにそうなんです。その根本を考へてみると、これは、政府の飼料政策というものが非常にござなりで、農民にもうからぬような飼育をやられたから、三年前ごろから牛を飼うやつがいなくなつてしまつた。ところが、さあ、牛が足りなくなつたからふやせといつても、御承知のように、牛は妊娠期間が十カ月もあるのです。そして生まれるのは一頭しか生まれないのです。ところが、豚の場合は、妊娠期間が三・五カ月で、一回に八頭から十頭できるわけですね。

しかも、五カ月たてば豚はすぐ肉になる。牛の場合は一年飼わないと食えないわけですね。そうすると、牛が足りぬからさあふやせといふときには、二年かかるわけですね。種をつけてから食べられるまで二年かかる。だから、今日こんなに牛が足りなくなつたといふことは、二年前にそういう様相があつたのをわれわれ指摘しておつたわけですよ。いまのえさの価格では肥育牛をやる者はいなくなつてしまふ。——今日どうですか。北海道では乳牛をみな殺して肉牛にしている。今度は、三、四年たつと、乳をしぼる乳牛が足りなくなつて大騒ぎになると私は農林省に警告しておる。すなわち、政府の物価対策が、消費者向けの需給体制といふものを、長期的に、しかも科学的にメスを入れてやらないといふところ、こういう問題が出てくる。やはりこれは大蔵省や通産省が生産費の問題までメスを入れて、飼料をどうするか、あるいは大農機具をどうするか——肥料は国がどうやら価格をきめておりますから、農民には生産要素の中では比較的成本は低いのであります。が、他の、農業の必要とする生産財というものが非常に高い。特にえさですよ。そういうところ

に今日の肉の問題にぶつかつてきている原因があるわけですね。だから、ここでニュージランドやオーストラリアから緊急輸入をしてカバーすれば、牛の値段、肉の値段はストップできるのだな、という考えは、まさに小手先であつて、根本対策にならぬのであります。私が言いたいのは、政府がほんとうに消費者向けの、消費者の立場に立つて物価安定をどうするかを真剣に考へておらぬのではないかと、こういう点を指摘しておるのであります。しかし、ここでは論争の時間はありません。いまの牛の問題などは、大臣、特に農村出身でありますから、牛と豚と鶏と、いろいろな個別な農林省の対策というものがまことにござなりになるので、これを閣議で先生ひとつ発言をして、もう少し肉の問題なんかは国民が納得できる対策を立てなければいかぬと思う。

そこで、公取委員長にお尋ねしますが、私的独占禁止法というのは、一体何のために、だれを特に保護しようという立場からできた法律でありますか。

○北島政府委員 これは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律というのが独禁法の正式な名前ですが、その第一条に目的がございまして、結局、最後のところは「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する」ということが書いてあります。これが独禁法の二大目的でございます。

○武蔵委員 そういたしますと、一般消費者の利益を確保する、これが大きな目的の一つでありま。そこで、今日の日本の経済の姿を見ますと、一般消費者の利益を阻害をして、本来なら、不況なんですから物価は下がらなければならぬのであります。本来なら、不況で生産過剰になつて卸売物価がだぶつくのでありますから、当然これは卸売物価が順次下がらなければならぬ。それが逆に小売り物価のほうはどうぞん上がつていっている、卸売物価は横ばいだ、その現象はどうも経済原則からは出てこない現象であります。そこで、こういうような卸売物価が停滞、横ばいしていることは、人為的にどこかで価格を協定している、あるいは生産メーカーと卸売業、卸売業と小売業との間で約束ができてい。すなわち、再販契約がある。そういうような姿、あるいはみだりに不況に名をかりてカルテルをやる、あるいはコストが非常に高くなるからという美名のもとに価格協定をやっている、こういうような事象が必要以上にいまの日本では多いのではないだろうか。その実態を公取としては大体どんなふうに把握していらつしやいますか。現在のそういう実態をひとつ明らかにしたい。

○北島政府委員 お話の点はいろいろの問題に係してござりますが、まず第一に、いわゆる管理価格の問題でございます。まあ、管理価格、管理価格と申しますと、なかなかわかりにくいのでございますが、結局、寡占的体系の企業の業界に見

られるのでありまして、生産性の向上が著しいのにもかかわらず、価格が下方硬直している、なかなか下がらない、こういった実態に関する価格の調査の問題、この点につきましては、公正取引委員会といたしまして昭和三十八年度から調査をいたしまして、当時といたしまして、まず日銀の卸売り物価指数を検討いたしまして、まあ旧指数であります、四百三十六品目しかあったと思えます。そのうちで、数年間生産性の向上が著しいのものにかかわらず下方硬直性を持った価格というものを選んでみますと、やはり百六あったようでありまして、もちろん、百六といひましても、内容を調べてみますと、日銀の物価指数のとり方にも、建て値はそのわりに下がらないといった場合に、その価格が下がらないかっこうになっているというふうなものもずいぶんありました。その中から特にまた下方硬直性の著しいものと思われる品目十二品目あげまして、ここから予備的調査をやつて、そのうち一品目については精密調査、これはブリキでございますが、調査しておる。これは三十八年度、三十九年度にかけて調査いたしまして、四十年度は、実は現在人員が手薄なものと臨時的事務に忙殺されておりました、ちょっと手がついておりませんが、個々の問題点は何かというのと、独占禁止法上では、もしその裏に違法な価格協定があれば独占禁止法の問題になるというところが第一点、それから第二といたしまして、もしそれが末端価格を維持するために違法な再販売価格維持行為が行なわれていれば、これもまた独占禁止法に触れる。それからまた、新規の企業の入るのを妨害するということになりまして、これを維持されるというふうなことになるように、これをまた不正な取引方法に該当するというふうなことになるわけですね。それに該当しなければ、公正取引委員会としては一応独占禁止法上では問題にならないわけでありまして、こういう調査をいたしております。これは公正取引委員会が調査

したというわけではないと申し上げておりましたけれども、値段を下げまして、それからまた、調査の過程において不正な取引方法に該当する事実を発見して、独占禁止法上の処置をいたした例がございます。これはまあ管理価格の問題でありまして、それから、再販売価格維持行為についてもちょっとお触れになりました。この再販売価格維持契約は独占法上適用除外と認められておりますが、これは著作物と、それから公正取引委員会の指定した商品ということになる。それ以外に、実際は再販売価格維持行為が行なわれている疑いのある商品が相当見受けられる、こういうものについて、まず、やみの再販売価格維持行為——独占禁止法上不正な取引方法と申しますのは、末端価格を維持させるために、もしそれを守らない場合には、出荷停止をするとか、リベートで操作するとか、不当な拘束をつけるわけで、それは独占禁止法上の不正な取引方法に該当するといふわけでありまして、実は再販売価格維持行為につきましては、やみで行なわれている疑いも多分にごさいます。そういう点について、現在どしどし調査をいたしております。それと、現在公正取引委員会にて認めております商品、指定している商品、これについてだいたひ問題がありそうだと思います。とりあえずいままで指定しておりましたのが九品目でございますが、そのうちでほとんど行なわれていない、実効のあがっていない三品目をまず取り消しまして、それから一品目につきましては、ごく範囲を狭めまして、海外旅行者の免税のようなものに限り、こういうようにいたしまして、残るのが五品目でございます。これにつきましては、はたして個々の商品につきましてその自由な競争が行なわれているかどうか。独占禁止法上では自由な競争が行なわれている商品に限って認められるわけでありまして、自由な競争が行なわれていないと、指定の取り消しというふうな問題があります。こういう点について、今後じっくり腰を据えて調査したいと思っております。

○武蔵委員 いま、やみの再販売契約というものが相当ある。新聞その他の報道によると、金額にして二兆円くらいあるだろうといわれておりますね。これはメーカー数からいって、二兆円のやみ再販売契約というところの数字になりますか。

○北島政府委員 二兆円という数字がよく使われますが、内容を見ますと、私は実際はオーバードだと思ひます。その意味は、再販売価格維持行為が行なわれやすい商品という意味であります。全部行なわれているとは私決して思っておりません。そういう商品の分類をいたしまして、これについて実態調査をしていく必要があるということでありまして、二兆円のもの全部がやみ再販売が行なわれているとは思っておりません。ただ、行なわれやすい商品というのを累計してみますと、小売り価格の中で二兆円くらい占めそうだと、このことではあります。なお、念のため申し上げますと、大体四十年間で小売り価格が一応八兆円から九兆円と推定されておりますが、そのうちで現在正式に再販売価格維持契約が認められておりますのは、著作物関係で約三千億円、それからその他の公取の指定する商品で約二千億円、大ざっぱに申しまして五千億円というものが、これが正当な再販売価格維持契約に基づく小売り価格、こういうふうな考えております。

○武蔵委員 かりに現実に再販が二兆円ないにしても、やりやすい品目が、上げてくると金額にして二兆円くらいある。おそらく卸と小売りあるいはメーカーと卸、小売りとの関係では、小売り価格をとかく下からぬようにお互いがこの価格で売れという約束なり、あるいはプレミアムをつけ、実際上は消費者価格が下がらないという下方硬直性をますます強固にしている。そういう形が今日の実態ではないだろうか。これに真剣にメスを入れ、これをひとつ改善しなければ、消費者の立場というものは保護できないのじゃないだろうか。これも一つ大きな物価問題として私は取り上げる必要のある問題点ではないかと思うが、一体委員長はどう考えますか。

○北島政府委員 全く御同感でございます。再販売価格維持契約そのものの存立の意味も、これは私もよくわかっておりますけれども、現在の物価問題に直面いたしまして、やはり真剣にこういう問題に取り組んでいかないと、うまいが悪いんじゃないだろうか、こう思っております。ただ、残念ながら公正取引委員会はこれまで再販売価格維持契約に従事しておいた職員がわずか二人なんです。はなはだ乏しい陣容でございます。来年度は大蔵省にお願いしまして、公取全体で三十名の純増の定員を認められましたので、そのうち若干の人員をさきまして再販売価格維持契約を中心とする一課を創設しまして、そうして実態をよく把握したい、こう考えております。

○武蔵委員 ただいまの質問でわかりますように、やみ再販売契約というものが、企業ウエートでいくならばおそらく五〇％といわれておるわけでありまして、そのくらいが再販売契約を結んで下方硬直の小売り価格にしている。したがって、幾ら物価を安くしよう、高騰の率を下げようと政府が経済見通しで五・五％と定めてみたところで、片方の他の多くの品目がストップされているのは野菜だけだ、生鮮食料品だけだと幾ら言ってみても、ほかのもっと下げられるものが下がらないでおるから、局部のものだけが騒がれている。私は、それよりやはりいまのような再販制というものにメスを入れて、これをひとつ根本的に改善をする、そのためには、いまの独禁法では事足りぬ、陣容も事足りぬ、こういうことならば、単独立法も辞さない、こういう態度をとつてこの際は取組むべきだと思ひますが、単独立法を制定してまでこれと取り組まなければならぬというふうな考え方を大臣お持ちであるかどうか、大臣の見解と委員長の見解を承りたい。

○福田(勉)國務大臣 私は、再販売価格問題というものは、これは消費者価格問題上非常に重要な問題だ、こういうふうな考えておりますが、ただいまのところは人手もふやすというふうなことも

計画をいたしておるわけでありませう。そういうようなことで、これは運営方針いかんで解決できる、こういうふうな見解でございます。

○北島政府委員 再販売価格維持契約につきましては、幸いと申しますとあれですが、日本はほかの国に比べて実は範囲が非常に狭かった、これが一つの正式に認められた再販売価格維持契約としては幸いだと思つておられます。それで、ただいまのところにおきましては、やはり当面の問題として、やみの再販売価格の行為、これをまずどうやら押えていくということ、それから、その上でもう一つ現在認められておる商品について再検討する、こういうことがまず先決の問題ではなからうか、こう考えております。

○武蔵委員 私にはちょっと委員長に資料を要求しておきますが、現在あなたたちが二兆円ぐらいは可能だと思われる、再販売価格維持契約をしやすい商品ですね、そういうようなもので、特に消費者の家計に響きが大きいと思われる品目、そういうようなものをひとつ抽出して、後日資料で提出を願いたい。

それから、この年が明けてから、あれは明治と森永でございましたが、粉ミルクの再販売契約がけしからぬというので、公取から勧告を受けておるといふような話を聞きました。和光堂という会社もそうでありましたか、これらのあと始末について会社側はどういう態度をとったか、公取とその後どういふ話し合いがついてそういう不当な取引条件はやめると言っておるかどうか、そういう点少しお尋ねをいたしたい。

○北島政府委員 森永商事と明治商事につきましては、昨年の暮れ一応勧告を出したわけでありませう。この勧告に対して受諾しないということになりましたので、審判開始決定をいたしまして、正式に審判でもってその実態をきかせる、こういうことになりました。和光堂につきましては、勧告をいたしましたが、まだ正式な回答の機会がないのでございまして、受諾するとも受諾しないとも返事がございません。もし受諾しないということ

になりますれば、やはり同様に審判開始決定ということになる、こういうふうな考えておられます。

○武蔵委員 受諾をしない。非常に企業は力が強い、ございませうから、大きい企業になりますとかなかなか公取の言うことをすなおにきかざる、認めぬ。審判をした場合に、いまの公取の考え方では、この法律に基づいて公取の主張が勝つ、正しいと判定を受けられる自信がありますか。

○北島政府委員 審判となりますと、今度は準司法的な段階に移りますので、審判官が審査官と相手方の上につけて審判を下して、それが正式に委員会に出ることになりますから、目下のところ私がそれを申し上げるのは時期が早いのでございませう。ただ、森永商事と明治商事が応諾しないのは、一応審判してもらつて、そこで事情をよく述べたいということのようでありませう。事情をよく申し述べて、そして、もし自分の言いつ分を全部言わしてもらえらるならば、同意審判という問題があります。よく審判開始決定いたしますが、自分の主張を一応全部聞いてもらつた、それで公取側の言いつ分もよくわかつた、そしてやはりしかたがない、ということになりますと、途中で同意する場合があります。その場合には、同意に基づく審判ということであるわけでありませう。いまのところ、とにかく審判廷で十分言わしてもらいたいという態度のようでございますので、今後の成り行きは、私も準司法的な問題でもございませうので、ちょっと申し上げかねます。

○武蔵委員 割り当て時間でありませうから、簡単に最後にお伺いいたしますが、大蔵大臣、いま御承知のようにカルテルの件数が非常にふえてきています。さらに再販契約というものは、御承知のように、やみ契約を入れたら、これはもう全企業半分の占めるであろうといわれるほど再販契約をいたしております。さらに寡占状態は一方どんどん進んでおる。政府みずから資本の集中、企業の合同を促進をしている。いよいよ寡占の状態というものは強化されていく、こういう傾向は、

日本の産業の基盤を強くする、体質を強化するという一面はありますが、同時に価格というものを硬直化させ、消費者に犠牲を与えるという面も見のがすわけにいかぬわけでありませう。そこで完全な自由競争をさせる、完全競争させるといふ資本主義のたてまえからいくなれば、これらの無原則な、たとえば、一年間でカルテルをやめるといふながらも、三年たつても五年たつてもそれを延長しておく、もう一回できてしまつて、それがずるずると不況が終わつても続いている、そういう傾向が日本にはある。だから、日本はカルテル王国などといわれるゆゑもここにあらう。そこで私は、やはり国の財政や金融で物価の問題を何とか切り抜けようという努力をしても他方企業側のこういうところを野放しにしておくといいことでは、なかなかうまくいふ効果は出ないと思つております。より早く効率を高めるためには、このカルテルの問題、寡占の問題あるいは再販の問題について、やはり大蔵省としても根本的にメスを入れる必要があると思つておる。いまおそろく質問しても、実態がどうなつておるかということも大蔵省では答弁できないと思つて、私は尋ねないのでありますが、これらの問題についても、大蔵省として、日本の金融やあるいは財政を運営していく立場上、これがどう消費者価格に関連を持つかというところをやはりしっかりと把握をして、やがての委員会ではひとつ大蔵省としての態度を表明していただきますから、十分検討してもらいたいと思つて、大臣の見解を伺つて、質問を終わりたいと思つておる。

○福田(越)国務大臣 武蔵君の話、まことにごもっともな点が多いのです。ただ、ただいま世界経済が開放体制下である、自由競争、また自由化の世界情勢である。こういうものに当面いたしまして、日本の国の全体の経済力を上げていくというためには、やはりこれに即する考え方、対策というものも必要なんでありませう。まあ、角をためて牛を殺すようなことになつても困るので、両々相並立し得るような考え方ではなからうと、こ

ういうふうに思ひます。カルテルのごときが一度できたら十何年も続くというふうなものは、私は、これは異常であり、不当であると思つておる。こういうものは二、三年で処置しなければならぬというふうな性格であらうと思ひます。それから、イギリスでも大いにやりましたが、再販売価格の問題、これも非常に重要な問題で、思いを新たに検討しなければならぬ問題だと思ひます。大蔵省といたしまして、所管ではございませうけれども、経済政策全体の重要な問題でありますので、大いに検討してまいりたい、かように考えます。

○武蔵委員 いま大臣がおっしゃいましたように、これは確かに開放経済で、世界経済の中で日本も競争しなければならぬ。企業の体制を強化し、競争にうちかつたための企業にしたい。あまりそれに急ぐために、今度はそれがやがて通貨インフレを引き起こし、物価を高騰させているというのがいまの日本の姿なんです。そのことが悪循環をして物価がこんなにも上がる状態では、国際競争に勝てなくなるのです。国内の物価がどんどん高くなれば、輸出競争においてもやがてこれが国際収支の問題にはね返つてくる。その点については、堀博士がこれから国際問題についてやりますが、とにかく物価が一年間に定期預金金利率よりも高くなるというふうな情勢では、日本の貿易問題にも大きなひびが入ってくるわけでありませうから、これは政府としてもやはり真剣に消費者物価の問題も考えなければいかぬ、こういう点を強く要求をして質問を終わりたいと思ひます。この次にまた続いてやりたいと思ひます。

○三池委員長 堀昌雄君。堀委員 本日は、金融の問題について大臣に少しお伺いをしておきたいと思ひますが、ちょっと時間もございませうから、私も簡単にお伺いをいたしますので、大臣のほうもできるだけ時間を節約して御答弁をいただきたいのですが、いまの日本の経済、景気の現状、これをひとつ簡単に、どんなふうに見ていらっしゃるかをちょっとお答え願

○**福田(趙)國務大臣** 非常に設備過剰の度合いが高い、潜在的な生産力があり余つておる、こういうことでございます。そこで、企業はその過剰な設備を何でつくつたかというのと、自己資本でなく、おおむね他人資本でこれをつくつておる。今日金利の負担は非常に重い。それからもう一つは人件費ですね。物価が上がってくるということにも関連いたしまして人件費が上がってくる。それから、遊ばしておる。これがおおむね私は三〇％ぐらいの過剰設備があるのじゃないかというふうにも思いますが、その過剰設備に対する人件費は払わなければならぬ、こういう立場にあるわけであります。そういうようなことから企業の収益面が非常に悪くなる、こういうことかと思うのであります。そういうようなことがずうと株価なんかにも反映して、低落の一途をたどってきたというような状態が続いたわけでありますけれども、そういう過剰設備の圧力、これがいま日本の経済全面をおおつておると思うのであります。しかし同時に、そういう経済状態でありましたれば物価が下がりそうなものであるというふうに考えられるのであります。それが下がってこない。それがまた企業自体の運営に非常に大きく影響をしてくる、こういう状態かと思うのであります。つまり、一口で言いますれば、過剰圧力の経済体制であるにかかわらず、構造的要因というものが根にあって、経済原則がうまく働かない、物価が下がらない、そういうところには私は日本経済の当面している悩みがある、こういうふうに考えます。

○**堀委員** 何といいますが、非常に長期的にはそういうでございます。しかし、いまの二月の経済状態といいますが、景気の状態といいますが、短期的に、もう一つ具体的にいえば、いよいよ三月決算がそろそろ始まってくるわけですが、今度の三月決算というのは九月比でどのくらいと大臣は見ていらっしゃるか。要するに、短期的な景気の現状、こういうことで少しお伺いしたい。

○福田(赴)國務大臣 昨年の経済がずっと横ばいである。当然昨年の十月から今日までの経済が横ばい状態に推移しておる。三月期決算といいましめてもあと一月余りしかないわけでありますから、大きな変化はないと思います。そういう状態で、決算はどういうふうになるか、私もの確な見当がつつきかねます。というのは、決算をつくることには人論的な要素もありますからこれは予測ができませんけれども、大体企業の収益状態の実態は横ばい程度じゃないか、そういうふうに思います。

○堀委員 私も、いま大臣がお話のとおり、いろいろな経済指標を見ておりまして、三月決算が九月よりよくなるということにはあまりならな
いだろう、こういうふうに思っております。

そこで、実はこれに関連して二、三問題があるわけですが、先に簡単なほうから始めておきたいと思うのですが、証券市場は、御承知のように、昨年の七月には千円台に近づくというくらいになっておりましたが、二月にはついに旧ダウ千五百円まで回復をいたしました。中身は、いろいろと調べてみしても、全体としてかなり回復はしております。ごく最近はやや投機的な感じのする点もございましたけれども、回復をしてまいりました。昨日あたりはずっと下がって、千四百四十円台まできたというところでありますけれども、これは大臣、どういうふうにお考えになりますか。こういうふうに株が高くなるということ、いまの経済実績は、三月決算は横ばいだ、大体これが常識だろうと思いますが、にもかかわらず株だけはどんどん上がってきた。どういうふうにお考えになりますか。

○福田(起)國務大臣 株はよく先見性ということが言われますが、証券界が、またその背後にある投資家が、日本の経済はいよいよ回復過程に入るという見通しを持ってきたのが私は根本的な原因だと思えます。

それから第二の問題は、証券対策をいろいろ講じたわけでありませう。そういう証券対策も効果があらわれてきておる。特にその中で、株式自体の

需給状況におきまして、証券の供給の面ですね、これが需要に対してやや足りないというか、そういう状態があるのじやあるまいか。産業界でも証券界と一緒にたつて株式の発行を抑制しているというような問題もある。また、保有組合ができてたな上げ措置を講ずるというようなこともあったわけでありまして。そういうような関係で需給が梗塞しているということが一つの問題である。

それからもう一つは、一般の金融ですね。金融政策が緩和基調にずっと一貫して動いてくるような状態になってきておる、こういうことかと思うのです。そういうことが総合して株価の動きに反映されておる、こういう見方をいたしておるのであります。

○堀委員　まあ、私も大体大臣の御判断と同じように考えておりますが、先見性の問題というのは、これはいろいろなことがあると思います。この前も予算委員会でもちょっと申し上げましたけれども、どうも国債発行はインフレに連なる、私どもも一般的にそう言いますけれども、大衆もそう理解して、インフレ・ヘッジに出ているのじゃないかという感じがしておりますし、そのことは、経済の回復よりもどうもそのヘッジのほうが大きいんじゃないかという感じがいたしますが、二番目の証券対策の効果というのは、私は非常に大きなものがあると思います。御承知のように、約四千億円にのぼるところの日銀信用によつてなお依然として証券市場をささえておる、私はこう考えております、その点で私は、やや株式市場が現在の経済情勢と、幾ら先見性ありといえども、乖離し過ぎるような状態については、やはりいま大臣

が、おっしゃったように需給関係を見直してみる必要があるのじゃないか。需給関係の見直しは、これは私は共同証券の問題と、やはり次は増資の問題との二つの問題だろうと思いますから、この点について、昨日日本共同証券は取締役会を開いて、経常経費その他の補てんに充てるための部分については株の放出をしよう、しかしそれも慎重に時期を見てやろう、こういうことであるようにで

ありますが、時期を見て慎重にやるのはけっこうですけれども、やはりあまりあそこがああいう形になることは必ずしも望ましい状態ではない、特に証券問題を過去何年かにわたっている私どもやってみりましたけれども、助けてもらおうときにはいろいろな形で国家信用にたより込み、そして上がるときは何か自分らのワクの中だけで上がるのだ、もうけるものはもうけておけというような感じでは、困るのであって、やはり健全投資というかこうにこれがなつてまいりませんと、証取法をこでつくつたわれわれの真意も、どうも十分に証券界に通つてないような気がしてしかたがないのですが、そこらを含めて、いまの一番重要なのは需要供給の問題であります、さらにいまの株式価格が再び千五百円をこえるような場合には、私はそれをなおかつ日本銀行の信用でささえておくということは問題があるかと思ひますが、大蔵大臣はいかがお考えになりますか。

○福田(起)国務大臣 株式の動きに政府が関与するということはなるべくこれは避けなければならぬ、そういうふうには私は考えております。ただ、昨年の上半期の事態は、どうも株価が底知れず低落しそうである、場合によれば千円の大台も割りそうだが、そういうような事態において日本の信用が一体どうなるかということをおそれましたがゆえに株式対策というものはとられたわけでありました。しかし、そういうことの効果もあずかつて今日株価が回復してきておる、そういう際であります、これがあつたらぬ人為的なささえて動いておりますとか、あるいは投機的な要因が非常に強いとかいうことでありますれば、政府もこれを放置するわけにはまいりませんけれども、そういう要因がない限り、なるべく株価には政府がさわらぬがいい、証券界自体の自主的な判断において動いてもらうのがいい、こういうふうと考えておるわけでもあります。まあ、非常に投機的要因で混乱的な相場が出てくるというような際には、私は、政府も警告をするとか、いろいろなことが必要であらうかと思ひますが、なるべく自主的な動きにまか

せるというのが、私の基本的な考え方であります。

○堀委員 私は、いま大臣に、株の値段が上がったから政府が介入して下げる、こう申しておるわけではない。要するに、日本の経済政策の中で、特に日本銀行が現在四千億圓に余る証券の信用を膨張させておることは、現状になってみると、それでもなおかつそのままでいいのかどうかという経済上の問題があると思うのです。この間千五百圓をさらにこえようとするような動きがありましたときに、日本国民のほとんどすべての者が、千五百圓から千円を割り込もうとするあの状態、ああいうときまでの経過の中では、そういう日銀の信用のささえをやむを得ぬと思つておつた者もあるうかと思ひますけれども、それが一ぺんに五割も回復をして、なおかつ需給関係を締めて、狭い中でそういう価格が上がることを認めておくということはおかしい。やはり正常な状態の土俵を広げて——それを一ぺんに広げると私は言うわけでは

ありませんが、そうならば、土俵を広げることによつて、中で自主的な価格がきまるようになることが当然であつて、私は下げるというわけではありませぬけれども、たな上げをして狭めたものは、ある程度徐々に広げることによつて調節を考へなければ、これはますますホットマネーの流入を助けることになつて、他企業とのバランスから見ても非常に重大な問題である、こう考えますので、その点で、要するに、私は具体的に伺つておるわけですが、いまやはり少し落ちつきかけておるようでありますが、さらにまたわれわれの現在の日本経済の現状から見てもあまりに乖離し過ぎた株価になるような傾向になるときは、私は、共同証券にたな上げされておるものは当然日銀が引き揚げるかっこうによつてそれが市場に放出される——そのしかたは、これは専門家にまかせるとしても、需給調整を考へるべきではないか。あるいは、いま制限されておる増資の問題も、資金需要がいまありませんから、企業側としてもそう増資を急いでおらぬと思ひますけれども、しか

し、片面、今度税法で皆さんのほうでは、自己資本比率が上がつたら減税しようではないか、こういう法律を出す以上は、増資ストップの問題についてもう少し考へて、これが自己資本と借り入れ金との財務比率の好転に資するような処置がとられるのが当然ではないか、こういうふうにも思ひますから、大臣、その点については政府としても当然の見解を……。

○福田(趙)國務大臣 たとえば、保有組合の動きとか、あるいは増資を抑制しておる、これをだんだんとゆるやかにしていこうじゃないか、いろいろな動きが出てきておるのです。しかし、これを政府が積極的な形でやるのはよろしくない。これは政府がじつと見守つておる、そしてこれが民間の証券界の自主的な形で動く、こういうことを期待しておる。しかし、現にそういう動きは始まつておる、健全な動きが始まつておる、こういうふうに見ておるわけでありませぬ。

○堀委員 政府が金を貸しておるわけではありませぬから、近日中に日本銀行の総裁にここに来ていただいて、日本銀行としてそういうあり方がいいのかどうか、少しここでもう一ぺん詰めて議論をさしていただきますけれども、時間もありませんから次に入ります。

そこで、労働基準局長も入つておると思ひますから……一月十八日に中央労働基準審議会が社内預金問題について答申をいたしました。そこで、時間を省く都合上、私のほうからちょっと答申の内容に触れて申し上げておきますと、「労働基準法第十八条第二項に基づく協定について、労働基準法（以下「法」という。）第十八条第二項の協定を締結するに当つては、次の各項に掲げるところにより協定するものとする。

- (1) 預金者の範囲を労働者に限ること。
- (2) 預金の受入れに当つては、労働者の賃金、賞与以外のものを受入れないこととする。……に、一人当りの預金総額を限定すること。」これはちょっと金額で目安をあなたの方の考え方を承りたいのです。

その次に、「(3) 一般市中金利の水準からみて適当な預金利率を定めること。」これも利率ですから、具体的に願ひたい。

○堀委員 (4) 預金の受入れ、払戻し等の手続及び預金の保全の方法を明確にすること。」その中で、「預金の支払に關する金融機関による保証又は質権の設定、口その他これに準ずる有効な手段であつて、労働基準監督署長の認めたもの。」こういうのが主要な問題点だと思ひます。

そこで、現状で労働基準局長のほうでいま考へておる一人当たりの預金総額は大体どれくらいに限定しようと思つておるか、それから金利はどれくらいにしようと思つておるか。要するに、金融機関による保証または質権の設定の關係の問題は、これはどういふ形に考へておるか、先に基準局長のほうからちょっと答えてください。

○村上(茂)政府委員 御指摘の点を逐次お答え申し上げますが、第一の、一人当たりの預金総額の問題でございます。中央労働基準審議会が審議を重ねる段階におきましては、たとえば百万圓とかあるいは五十萬圓とかいふような数字が論議されたこともございます。

それから第二の、適当な預金金利とはどれくらいであるか、一割であるか、以内かということも議論されたこともございます。ただ、事柄の性質上、ここにたとへば百万圓とかあるいは一割といたつたような数字を明記いたしますと、いままでそれより低かつたものが、ここに金額が出たからというので引き上げの動きを伴う、そういう結果になりますとかえつて問題がある、そこで、この答申の中ではそういう金額は示すまいということに、労働、使、公益の意見が一致したわけでありませぬ。私も同様に思ひます。今後届け出にあたりましては、いま申しましたような中央労働基準審議会の審議過程におきましていろいろ御議論になりました数字等を頭に置きまして指導いたします。なぜ数字を明記しなかつたという点については、以上申し上げましたような理由でございますので、御了承いただきたいと思います。

それから、預金の保全の方法等について、この答申では「金融機関による保証又は質権の設定」という例示をしてございませぬ。この具体的な内容についてはいろいろやり方がございませぬ、特に質権の設定というやり方につきましても、いろいろ法律上の構造としてどういふのが適当かという点については幾つかの型があるうかと思ひます。

この答申の段階では「金融機関による保証又は質権の設定」、こういうふうに表示しておるわけでありませぬが、こういう型が望ましいという例示をいたすことが適當であるうかという点について、なお慎重を要する、ある型をきめますと、それがいいんだというので、みんな右へならえする、こういう波及効果もあるうかと思ひますので、私どもいま事務的にこの点を検討いたしておりますが、現状ではこの型がいいので、こういう型に右へならえしてほしいということは、まだそこまで固めておりませぬ。

○堀委員 大臣、実は私も社内預金の問題は、前の田中さんのときにいふんやりまして、今日に至つておるわけですが、この答申の中にも、いみじくもこういうふうにいわれております。「本審議会としては、社内預金問題が預金者の保護その他労働基準法上の貯蓄金管理制度としての問題に止まらず、労働福祉政策、労働者財産形成政策、金融政策等において無視できない幅広い問題ともなつてゐるので、今後なお慎重に検討するが、云々、こうなつておるわけですね。そこで、ともかく一番この中で大事なものは、私どもこの社内預金はやめてもらいたいと思つてやつてきていますけれども、現実になかなかそう簡単にいかない。それならば、とりあえず預金者の保護というの徹底してもらわないと、非常に重大な問題でありますから困る。それが今度の金融機関によるところの保証または質権の設定、こういうかっこうになつてきたわけですね。ですから、この問題については、労働大臣と十分ひとつお話し合ひをしていただいて、やはり金融の側面からの預金者の保護という問題が一つ、それからそういう保全のあり方

についても、ともかくも質権を設定したけれども、会社がつぶれてしまったらこの質権は実際には簡単には取れなかったというようなことになつてもなかなか困るわけでありますので、ひとつそこらを含めて、労働者が乏しい中からたくわえた預金でありますから、それについてはひとつ十分大蔵省側としても責任を持って処置をしていただきたい、こう思います、大臣いかがでしょう。

○福田(趙)國務大臣 せっかく審議会の答申も出た今日でありますから、私どもも積極的に取り組んでみたいと思います。

○堀委員 特に、いま私は少し具体的に預金限度なり金利の問題に触れましたけれども、預金限度のことで、何か労働者の預金が全部その後社内預金に行つてしまつたということは、やはりきわめて不安定な問題につながると思うのです。ですから、そこは私は一般の常識があるかと思ひますので、まあ、国民の総貯蓄の平均値が一人当たり三十何万円ということなら、一応そこらに線を引くとか、やはりこれは何となくということではなくて、明示すべき問題だと思ふ。それ以上はその他の貯蓄方法によりなさいといつて私はちつともかまわない問題だと思ひますから、その点を少しはつきりさせていたきたいこと、いま基準局長は一定の線を示すと、低いのがそこまで行くといふお話であります、現状の幅をちつと伺ひますが、金利は現状は一体どれくらいの幅の中に入つておりますか。

○村上(茂)政府委員 金利は、平均しますと八分二厘ということになっております。

○堀委員 八分二厘の金利という、現在定期預金が五分五厘でございますから、この八分二厘といふのは、一年ものでも半年ものでも、平均すればそういうことになつて、純粹の一年ものではないといふことになるのだと思ひますが、その点もあわせて、平均八分二厘に見合う期間はどれくらいですか。

○村上(茂)政府委員 先ほど申し上げましたのは、普通預金を申し上げたわけでありまして、それから定期預金は九分が平均になっております。それから、なお別に積み立て預金という形をとつておりますものはそれより若干高い、こういう形になっております。

○堀委員 私は、いま八・二厘というのは全部の平均値かと思つたら、何とまあ普通預金の金利が八・二厘では、これはどうもべらぼうな問題だと思ひますから、これもやはり一般の市中金利にせいぜい一%とかくらの上のせ、それがいけなければ漸進的に、これは山中方式ではないのですが、八%なら次の年は七%、次の年は六%という漸減方式をとつて、やはり適正な金利水準まで持つていくということ、私は国民平等ですから、国民の中のある一部の者が公然と高い金利のときに預金できて、その他の者はそれ以下のものでしかできないという、これは現在の臨時金利調整法の法律の趣旨から見ても、そういう意味では憲法の趣旨にも非常に反すると私は思ふのです。だから、この点についてひとつ十分な措置を基準局長のほうでも考へてもらいたい、同時に大蔵大臣としても考へてもらいたい、いかがですか。

○福田(趙)國務大臣 ちょうどいい機会でございますから、よく考へてみたいと思ひます。

○堀委員 その次に、大体、日本の金利が非常に低い状態に現在置かれております。ところが、諸外国、特にイギリス、西ドイツ、アメリカは、御承知のように、いずれも高金利の方向に動きつてあるわけでありまして、最近の特にアメリカのいろいろな経済情勢は、まさに景気過熱の方向に向かつてあるといふふうには私は判断をいたします。昨年の十二月六日に公定レートが引き上げられて以来、現状の中でもないまどん市中金利一般が上昇を続けておる、こういうのが現在の姿でございます。すでにこの前公定レートが引き上げられたときには、それに先行してフェデラル・ファンドの金利が上がつておるし、財務省証券も

すでにかなり上がつておつたところで公定レートを上げた、こういう経緯があるわけでございますが、その後もなおかつそういう金利がどんどん上昇している、こういうふうな状態でございます。国際金融局長、非常に具体的ですから、アメリカで公定レートを引き上げてからその後のBAレートの上昇というのはどういふふうになつてゐるのか、ごく最近のところまでを説明願ひます。

○鈴木(秀)政府委員 十二月六日に公定歩合が五・五%上がったわけですが、当時の、それ以前のBAレートというものは四・五%くらいであつたわけですが、十二月の六日に四・七五%になりました、十二月十六日に四・八七五%、それから十二月二十八日に五・〇%、二月三日に五・一二五%、結局公定歩合が五・五%上がりまして以来五・六二五%、要するに公定歩合の上がりより五・一二五%よけに上がったということでございます。

○堀委員 いま大臣お聞きのように、五・五%引き上げる前にすでにその問題があつたわけですが、その後さらにBAレートはもう五・六二五%上がったわけですね。それくらいでとまるかといふことになる、私はちつと簡単にとまらないのじゃないかと思ふのです。

そこで、ひとつ亀徳財務調査官にお伺ひをいたしますが、今度の予算教書その他を通じて、アメリカの財政は過熱に對してやや消極的な予算を組んだと私は考へております。少し消極的な予算を組んだが、その予算の組み方が、かえつてアメリカでは金融にしろを寄せる方向に向かつてきておる、私はこういう判断をするのですが、その点について、私は少し具体的に持つておられますけれども、あなたのほうで考へになつておる具体的な問題について少し御説明願ひます。

○亀徳説明員 いま堀先生がおっしゃいましたように、本年の一般教書が発表になりました、大体アメリカの予算規模、それからアメリカの現在の経済のバックグラウンドがいろいろ言われており

ますが、それによりますと、アメリカのGNPは七千二百億ドル程度、前年に対して五・五%くらいのアップになるのではないかと。一応経済のバックグラウンドとしてはそう考へられます。それから、予算規模といたしましては、本年の歳出総額は千二百二十八億ドル、それから歳入が千四百億ドルでございます、十八億ドルの赤字、まあ、ジョンソンは過去七年以来最低の赤字だ、こう一応言つております。問題は、やはりアメリカの国内的には偉大な社会、グレートソサエティを建設したい、それから外にはベトナム戦争を遂行していく、この見通しがなかなかわからないということでございます。今後の動き次第ではベトナム戦争がさらに拡大するということになります、その面からの支出も多くなつてくる。したがつて、常に両面——もしもそれがうまく引つ込めば、やはり偉大な社会の建設に金を回す、それからそうでなければ、ある程度カットしまして、ベトナム戦争遂行のために予算を回していかねければならぬといふような状態、向様のかまへで臨んでおるといふのが現実ではないか。それから同時に、国内的に見ますと、やはり昨年の金利引き上げということからわかりますように、だんだん金利が詰まるといふか、それからもう一つ、物価はやや上がりつてある。したがつて、これだけの歳出規模を前にして、またやはりやや物価も上がつていく、そこである程度これだけの歳出をまかないながら、同時に、何とかしてインフレ的な傾向を抑へていききたいといふところで、財政はある程度極力赤字も少なくするといふかまへで臨んでおる。それで、他方一応財務省とそれから連銀あたりの見解がいろいろ違つてゐるんじゃないかという議論もあるのでございますが、やはりある程度何といふか、そういう面を押えていきたい。したがつて、金融面でもある程度締めぎみ、したがつて、ある程度金利が上がつてもやむを得ないんじゃないかといふような態度、考へ方であるのが現状ではないかと考へております。

によって、ユーザンス以外の輸入信用を入れますと二十億ドルくらいのものであるだろうと思います。

○堀委員 ユーザンスとして普通に言っているものは……。

○鈴木(秀)政府委員 ユーザンスは十八億ドルくらいでございます。

○堀委員 要するに、いまの外貨保有高は、裏返して言えば、輸入ユーザンス分でもって持っているといつても言い過ぎではありませんね。そこで、いまのように、このB Aレートがこういふかつこうになりましたから、日本の為銀の出しておりますところのレートはずいぶんい上がつてきておるといふことですね。いまそれに上積みをして、ライセンスのあるもので、その四カ月ものはどのくらいの金利ですか、答えていただきたいと思ひます。

○鈴木(秀)政府委員 七・二五%でございます。

○堀委員 大臣、お聞きのように七・二五%です。まだ私はそう遠くない将来にアメリカの公定歩合はさらに〇・五%上がると思ひます。これは時間がたてばはつきりすることでありますが、遠くない将来に〇・五%必ず上がる、公定レート五%になる。そういう状態になると、現在でも七・二五%の金利がさらに上がるであらうことはもう間違ひがありません。現在このユーザンスがともかく円にシフトする問題というのは、何か愛国心に訴えておるようですが、私は、これは企業の側からいいますと非常におかしいと思ひます。愛国心というものは、やはり国民ですから当然持つべきものだと思うのですが、この金利負担の高い中で、企業は非常に金利負担に苦しんでおる。大臣もさつきおっしゃったとおりです。その中で、はつきりと国内金融で安い金利があるのに、国内差が二%も違うユーザンスをとらなければならぬということになると、これは私は日本の企業家としても重大な問題になってくると思ひます。金額が小さければいいですけども、たとえば鉄鋼の輸入とか、大手筋であるところの商社

とか、石油でもそうでありましようが、大口の輸入をする者にとつては、この金利負担というのは非常に重大な問題になりますから、当然私はこれは円シフトは起こつてくる。円シフトが起こつてくれば、一体いま日本の国際収支をささておるのはいかにいへば、經常収支でささておるのはいかにいへば、これは黒字になるのかもしれません。私はここにもあとに疑問を提起しておきますけれども、そうすると、要するに、円シフトを起したら、輸入ユーザンスは御承知のように四カ月ですから、さつと減つてくれば、外貨保有高はさあつと減りますね。そうして、日本の公定レートは低いのですから、金利が低いわけですから、幾ら為銀の取り入れ規制措置の上限を上げたとしても、限界がありますから、ユーロダラーも出るでしょう。短資はどんどん出てしまふ。一方、長期資本取引も非常に困難で、電電債その他一部のものは多少は出るでしょうけれども、長期資本取引もこれは期待はできない。そうなつてくると、貿易外収支は赤字、資本収支は赤字、円シフトは起る、そうして、さらに最後の經常収支のほうはどうかという、これはあとその次に来る問題として、アメリカの最近の設備投資の中心というものは、かつては合理化投資が非常に主体であつたものが、いまは、先ほど申し上げたような状態、遊休設備まで使つておるといふことになつておるから、能力投資にどんどんかかつておるの、どうしてもあるところで——ベトナム戦争の問題というのはそんなにエスカレーションするわけにはいかぬでしょうから、経済的な条件を含めてそういう問題も出てくるということになつて、これが少しスローダウンしてきたときには、私は、日本の輸出というものは大体限界輸出だと思ひますから、なかなか經常収支の黒字というものは今日のような形を維持できるかどうか、非常に問題が出てくると思ひます。こうなつてまいりまふと、私は、今後の日本経済の前途にはきつめて深刻な状態があらわれておる、こう判断せざるを得ないわけですね。一体、そういう場合に、

片や外側がそうなつてきたときには、日本は七千三百億円の公債を発行するんだから、人為的にひつぱりつておるのをゆるめていきましようといつていけるかどうかという問題が、開放経済下の国際金融の側面から出てくるのではないかと、私はこのういふふうに思ひます。すでに直取りコールは最近上がつてきているわけですね。それは五毛くらゐ上がつたつたつたことはいふまでもない。直取りが五毛上がつたつたつたことは、すでに国内的にも金融がタイトになりつつあるということではないか、こう考へてみますと、特に一月は皆さん方の恩恵と違つた。一月は散超だから、国債の特例法を無理やりに早く上げてくれ、そうして一月中に売り出すんだ。売り出そうと思つたところには何と揚げ超になつてしまつた。日本銀行はオペレーションしなれば金が出てこない。こういう情勢になつた。その裏は何か。これは外為会計の揚げ超が強いからじゃないですか。国際金融局長どうですか。

○鈴木(秀)政府委員 国庫収支全体のことでございますから、私がお答えするのはいかにかと思ひますが、外為の分は確かに揚げ超になつたことは事実でございます。

○堀委員 さらに、最近のドルと円との関係から日銀はかなり操作をしておりますね。これにかなりいまだドルが出ておるんじゃないですか。その点、国際金融局長どうですか。

○鈴木(秀)政府委員 平衡操作というのは必要があればいつでもやっておりますが、その内容は、堀先生も御存じかと思ひますが、世界の中央銀行がいずれも極秘にしておりまして、やっておる数字は申し上げられませんが、やっているとこのことと自身は事実でございます。

○堀委員 こういう事実もある。ずっとこの全体をながめまして、日本の金融の今後の状態ということになりますと、私は、これはなかなかゆゆしき問題が四十一年度の日本経済の中には出てくる、こういう見通しを実は持つておるわけですね。私は医者として長く診療しておりますから、分析については正確に——分析を正確にしません

と診断が狂いますから、分析は正確に、そうして正確に分析したものを組み立てて、推理判断をするときには最低、最悪の線、診断をする。もしこれが狂えば患者は死ぬんですからね。ところが、日本経済というものは、分析もあまいから、いいかげんな見通しで診断をしてしまふといふやうな狂つておるわけですね。そのしわがけは国民大衆に寄つておるわけですね。赤字公債の発行もその一つのあらわれですね。これは、要するに、劇薬を使わなければならぬところまで来たわけですね。私は国債というものは劇薬だと思ひます。効果はあるけれども、一歩違えば死ぬんですから。そういうところに来た場合、特に現状では、政府はきびしい分析をした上、その最低のところを目安をつけて経済政策の運用をするといふかまゝがなければ、人間なら死ぬ、国の経済なら破産です。こういうことになつておるわけですが、その点について、大臣、そういう世界的な経済の問題の一端に置かれておる日本経済は、金融の面からきつめて重大なところに来ておる、こう思ひますが、大臣の御所見をひとつ伺いたい。

○福田(赳)国務大臣 堀さんは、日本の経済を見る場合に、国際収支というのを非常に重要視しております。私はこれに對しましては深く敬意を表します。しかし、ちよつと思ひ詰めた面もあるんじゃないかとも思ふのであります。いま、三十五年当時と今日とを比較されてのお話がありました。確かに三六、七、八、九年と、国際収支は異常なパターンであつたと思ふのであります。經常収支の赤字を資本収支でまかなう、つまり、その期間において外貨準備というものの、外貨保有高は、これはもう横ばいで推移したわけですね。しかし、その内容は私は非常に悪化したと思ふ。ところが、昨年の七月ごろから形がすつかり変わつてきている。經常収支は黒字になる、資本収支は減つてくる、ことに短期収支において減る、こういうことになる。ことしあたりの状況を見過してみまふと、やはりどうしても八、九億ドルの經常収支の黒が出さうである、資本収支がマ

イナスになる、そういう傾向をとるようでありま
す。私は、同じ二十億ドルの外貨保有高であると
いうけれども、その内容は、去年の六、七月ごろ
からことし、また来年と、非常に改善をされてい
くと思うのです。

それからもう一つの問題点です。堀さんは輸入ユーザンスばかりを見ておられるが、われわれは輸出ユーザンスも持っておるわけであり。それから、その他に短期資本の見合いというものがあるわけであり。そういうものを総合合算しての議論で心配されるなら、心配していただきたい、そういうふうにするわけであり。そういうようなことを私どももいろいろ心配しておるのでございますが、しかし、私は、經常収支の黒字の基調というものを堅持する、そういう政策を通じて外貨保有の内容の改善をはかる。同時に、形式的な面におきましても、やはり御指摘がありましたように、いま二十億ドルというような外貨保有高があるもの、というものは、わが国の貿易に対して十分なものと思いません。もう少しこれは充実していかねければならぬというふうに考えます。

それから第三点の、国内金融に圧迫があるのではないかというお話でございますが、これはある程度のこととあります。しかし、輸入ユーザンズを通じての円シフト、この問題には限界があると思うのです。それから、いま業界におきましても、日本の国際収支の立場から非常に協力的な立場をとっております。そういうようなことを考えまして、これはある程度の影響はあると思えますけれども、根本的な影響があるというふうには考えませんし、そういう事態がありますれば、それに応じていろいろと対策を講じなければならぬ、そういうふうに考えております。

たいへん重要な御指摘にあずかりましたが、今後も国際収支を日本経済運営のかなめとしていくということをお願いして、お答えいたします。

○堀委員　いまの円シフトが起きなければいいんですけれども、起きると、要するに、輸入ユーザンスが減るだけでなく、国内金融から吸い上げ

るわけですから、それだけタイトになる。一ペんに両方来るわけです。国際収支の側面と、国内金融もタイトするというのが一ペんに来る。これに非常に重大な問題でございますから、どうも愛國心に訴えたりいろいろしてみても、限界がある。だから、企業というのは、それは公共性もあるで

う、何というか、国策だけで問題は解決しないという感じがしますので、まあ、かまいませんけれども、私に裏返して言わせてもらうならば、もしそういう高い金利を払ってやっているんなら、労働者の賃金を上げる、こう言いたいわけですよ、實際は。アメリカの個人消費は六二％ぐらいですね。私ずっと国際比較統計を調べてみて、一つのポイントに気がついたのですけれども、日本は設備投資の中に占める住宅投資の比率というのは八％くらいです。ところが、イギリスが一九％くらい、アメリカが二三、四％ですか、西ドイツにいきますと四九％も実は住宅投資をしておる。フランス、イタリアが二三、四％になっており、ギリシアが八％ですね。私は、日本経済というもの

がこういうふうな非常なフラクチュエーションを起すことは、そういう政府の姿勢にあるという感じが非常にするのです。もちろん、それは後進性の問題で、追いつこうという問題も多少ありましようけれども、やはり先進諸国では設備投資の中に住宅投資がそれだけの比重を占めている。西ドイツなんか五〇％近く占めているということは、これはやはり国民生活をまず充実することがその国の経済をささえることだ、こういう姿勢に基づくという感じが私はする。ところが、いまの日本の場合は、民間設備投資のほうに重点がいって、重点がいき過ぎるから生産力化してきて過剰生産

要の面では十分ありますけれども、供給面にははばね返らない。これが、私は一つの側面として安定をもたらしおる非常に大きな原因になっておるというふうに思うんです。それと、個人消費がやはり六〇%台にずらっと並んでおること

は、国民の生活というもののその経済の中に占める位置が非常に重視されておる、私はこういうふうに見ざるを得ないと思うのでございます。ですから、そういう点を全体としてこう見てきますと、日本経済の今後のあり方というものは、やはりどうしても住宅投資というようなものをうんとふやすこと、私この前予算委員会でおちつと申し上げ

げたように、要するに、低所得の者が高いふろ代を使つてふろ屋に行かなければいかぬ、低所得の者がわずかに六畳一間で七千円、八千円もの金を出さなければならぬという、この矛盾のもとはどこにあるかといつたら、明らかにいまの問題の中にあるんですね。私この前テレビを見ましたら、ローマ法王が、イタリアの建設労働者が働いておる場所に行つて福音をたれておる。私は、ローマ法王というのはやはりたいしたもんだなと思うんですね。日本の総理大臣はあまりそういう住ま建建設に関係しているところに行つて福音をたれたことがないように聞いておるんですがね。やはりローマ法王は、イタリア国民のためにやつておる人たちのためには、現場に自分が出向いて福音を

たれるやはりそういう人間尊重の精神というのが西歐には基本的にあるけれども、日本では、佐藤さんは口ではおっしゃるけれども——これはことばとしてはあるけれども、どうも裏づけが十分でないのではないか、こういうところに私は実は非常に問題がある、こういうふうに考えておるわけであります。そういう面を含めて、大臣はできるだけそういうことにならぬようにしたいというお話でありますけれども、やはりものの考え方全体がかなり切りかわつてこないと、これは技術的にその小さな部分だけをさわってもなかなかうまくいくものではないのではないか、私はこういう

最後に、実は懸案になっております歩積み、両建ての問題について、みなさん手元に資料が配られておりますが、実は時間の関係で報告を聞いておりませんけれども、この二つの、公取委員会かふうに思いますので、あわせて申し上げておきます。

ら出されておりますものと、それから大蔵省から出されておりますものとの間には著しい食い違いがあるわけですね。そこで、銀行局長、ちょっとあなたのほうから、あなたのほうの資料に基づいて、なぜこんなに公取との間に差があるのか、その点をひとつ解明をしていただきたいと思っております。

○佐竹政府委員 この点は、堀先生十分御承知のごとく、大蔵省で整理の対象といたしておりますものは、いわゆる自肅対象預金と称しております。これは三十九年の五、六月のころでございましたが、当大蔵委員会金融、証券小委員会の御了承を得て、実はその基準を定めた、その基準に基づいて整理を進めておるわけでございます。したがって、その対象というものは、一つの基準に基づいて比較的限定をされたものです。一方、公正取引委員会の方は、ただいま委員長も御出席でございますが、これはいわゆる中小企業に対するアンケート調査ということでございまして、その場合に、いわゆる拘束預金——つまり拘束預金の定義は、先生御承知のように、当大蔵委員会

でも御議論のございましたものと同様なものでございませう。拘束預金というものを対象にしてアンケート調査をいたしたわけです。私どものほうは、拘束預金の中でさらに整理を要する、つまり、過当な歩積み、両建てとして基準を定められたものについてその整理をいたしております。したがって、実はその対象そのものがまず違う、こういうことでございます。

れらをあなたのほうの都市銀行中、中小企業、地方銀行中、中小企業、相互銀行、信用金庫、こういう項目に従ってお答えをいただきたいのです。それを対照してみないと、ちょっと話が通じないと思いますから。

○佐竹政府委員 拘束預金の額は、四十年十一月末現在で申しますと、額と申しますか、比率で申し上げますと、都市銀行におきましてこれは特に問題になっておりますので、中小企業のところを申し上げますと、中小企業分につきましては、都市銀行が二三・〇％でございます。地方銀行、これまた中小企業分二二・六％、それから相互銀行でございますが、相互銀行は三三・六％、さらに信用金庫におきまして三六・二％、以上でございます。

○堀委員 いまのお話を聞くと、公取のほうで調査をされた金額よりは拘束預金というのはいく少しあるということになっておるわけですね。当委員会としては、実はいろいろ議論もありましたけれども、拘束預金の中で特に不当なもの——拘束預金は全体に不当だとわれわれは思いますけれども、そのパーセンテージの中で区切りをつけて、一応この前ルールをつくりました。このルールは私どもとしてつくったわけでありまして、私は、あのときの当委員会における経緯から見ても、順序としてはまず不当なものをなくする、一年以内、不当なものは都市銀行、地方銀行はなし、内、それから相互銀行、信用金庫は二年以内に不当なものはずす、これをやらなければ、その次の段階に入れないと思っておりますから、まずそれをやって、その次に残った拘束預金の中からやはり不当だとわれわれの考えるものをさらに減らしていく、こういうふうな現実をやっていく以外に手がないのではないかと判断をして、この取り上げ方をしてきたわけですね。

そこで、いまのお話をずっと伺ってまして、私ちょっとふに落ちませんのは、都市銀行の中小企業分二三・〇％、地方銀行が二二・六％、相互銀行が三三・六％、信用金庫が三六・二％、銀行のあり方からすれば、これは信用金庫にそういう拘束性預金が多いであろうことは理解できることだし、その次の順序が相互銀行で三三・六％、それも理解ができますね。その次、地方銀行が急激に一〇％も下がって二二・六％になっておるのに、

なぜ都市銀行が逆に二三・〇％も拘束預金があるのか。これは地方銀行と都市銀行の性格からすれば、こういうような差からすれば、都市銀行は一四・五％くらいのところではないのか。それが二三・〇％で、地方銀行よりもたくさん拘束しておるというのは、これはどうもおかしいと思うのですが、銀行局長、これはどう思いますか。

○佐竹政府委員 まことに堀先生おっしゃるようにも、一見奇異な感じを持つわけでございます。私も実はこれを見まして先生と全く同じ疑問を抱いたわけでございますが、いろいろと調べてみますと、どうも実はこういうことのようにございまして、つまり、先生御承知のように、いわゆる割引手形、手形割引を引き行ないます場合には、根拠当預金ということで歩積み預金は認められておるわけでありまして、その幅としては、これまで大蔵委員会における御議論で、大企業企業の信用度によって差がございまして、おおむね一割ないし三〇％、こういうことで、まあまあこれなら妥当な線であろう、こういうことになっておる、その問題と実はこれはかなり関係があるということだと思えます。すなわち、中小企業の取引で、都市銀行における場合に、割引手形による分が相当多い、そういうことが結局いままのような率の若干の差異になってあらわれたのではないかと、ただ、これをさらに見ますと、都市銀行が多いとは申しますけれども、〇・六％でございまして、まあ、ほとんど似たような数字でございまして、どうも事情はただいま申し上げたようなことであろうか、かように実は考えております。

○堀委員 おそらく都市銀行が取る割引手形は、優良銘柄でなければ都市銀行は取らないと思うので、その優良銘柄で、必ず落ちるということがわかっておるものを取って、なお三〇％の歩積みを取るの、これは都市銀行の立場からしたら、いままのほうでは一〇％から三〇％は妥当だと言われたけれども、私は妥当とは思いませんね。地方銀行の場合には、あるいは三〇％くらいはやむを得ぬものがあるかもしれないけれど

も、都市銀行はそんなものは初めから相手にしないのですよ。相手にしないのが下に下に落ちていくから、これは信用金庫が一番リスク度の高いものを持つ、その次が相互銀行、地方銀行、都市銀行は一番リスクの小さい中小企業を相手にして、なおかつこういう三〇％の歩積みを取るなどというところは、現在あれだけ収益力が上がって、現在の日本の企業の中で、その他の企業は青息吐息なのに、銀行の決算はそれに見る利益を計上しておるといふときには、もう少し反省をしてもらって、当然この拘束預金は解くべきだ、こういうふうな思うのですが、いかがですか。

○佐竹政府委員 ちょっと技術的な点でございまして、確かに先生おっしゃる通りに、都市銀行は、地銀に比べて取る手形が良好であろうというところは言えると思えます。そういう意味におきまして、根拠当預金として認められる限度におきまして、おのずから低くなるべきものと、かように私どもは考えます。したがって、取引先なり、その手形の内容を十分洗いまして、そうしてその点で行き過ぎのないように今後とも十分厳重に指導してまいりたい、かように思います。

○堀委員 大臣、実はこの歩積み、両建て問題というのは非常に長い歴史がございまして、しかし、私どもはこの前当委員会が約半年にわたって小委員会を開いて一応の結論に達したわけですね。そこで、この資料で拝見をいたしますと、なおかつまた相互銀行、信用金庫にわずかに残っておりますが、これは昨年の十一月の資料ですから、ことしの五月になればおそろしくこれはゼロになるだろうと思ふのです。しかし、なおかつ中小企業者の中には歩積み、両建てに苦しんでおるといふ実態は、これは非常に強いわけなんです。ただ、私どもはあのときに、一部からは、ともかく公取のほうで特殊指定にしてやれという話がございましてけれども、さっき公取委員長のお話のところで、公取委員会は残念ながら手足の少ないところでした、そこにおまかせするより、手足の多い銀行局で、ともかくやれるところまでやってもらおうという考え方で、実はこれをやってきたわけなんです。しかし、なおかつそうやって、都市銀行、地方銀行は一応不当だということと線を引いたものがほとんどゼロになったにもかかわらず、中小企業側からすると、やはり歩積み、両建てについての非難というのが非常に高いわけなんです。ですから、そういう意味で、まあ、大口に対する貸し出し金利はどんどん下がるけれども、しかし、依然としてやはり中小企業に対しては、そういう問題を含めての実質金利というものは必ずしも下がっていないという問題があるわけですが、これを含めて、これがゼロになったら、私はさらに当委員会でもう一べんこの次の段階の問題を取り上げて、今度はその中で、いまちょっと申し上げたように、はたして優良な手形について三〇％まで歩積みを認めるというのは妥当なのかどうか、個々の問題をもう一べん洗い直して、また前進するつもりでおりますけれども、大蔵大臣のそういう問題に対処される心がまえをひとつ伺っておきたいと思ひます。

○福田(越)國務大臣 歩積み、両建て問題というのは、非常にその処置のむずかしい問題でありますので、苦慮いたしておるわけでありまして、で、スケジュールに従いましめていま整理を進めておる過程でございまして、それで満足するということわけはないのであります。お話のように、それが済みましても、さらに次の問題を進めていかなければならない、こういうふうな思ひますが、ともかく、大蔵省としては相当強力な検査機能も持っておりますから、その大きな一つの任務として、これが乱用されていないか、そういう点にも極力注意をいたしまして、この制度が不当に行なわれて、中小企業に迷惑を及ぼすというこのないよう、今後とも努力を傾注してまいります。

○堀委員 最後に、私は、運用預かりの問題についてちょっとお尋ねをいたしておきたいと思ひます。御承知のように、運用預かりの問題というのは

は、歴史的な発展の形態がございます。そうして、昨年のあの山一特融のときに、いかにこの制度が危険な制度であるか——社内預金と同じなんですね。無担保で、何というか、いつつぶれるかわからないというような時期に置かれたときがあつたわけですね。そこで、ああいう日銀特融という問題の性格は、いろいろわれわれは議論したことですから、きょうはその問題には触れませんけれども、そういうようなものが非常にあつたのです。それで、田中さんは、制度としてはやめるのだと、はっきり当委員会でも発言をしておられたわけですが、ひとつ証券局長、その後の運用預かりの経過を御報告をいただきたい。——どうも私、この間予算委員会で、政府は、一人の大臣が答えたら、それは別に田中さんが答えたということではなくて、大蔵大臣の発言ですからね、次の大蔵大臣も当然守っていただかなければいかぬと思うのですが、いろいろニュアンスに相違が出てくるものですから、佐藤さん、あなたはもう二、三年はやるだろうから、あなたとひとつ全部話をきめましょうといううなことを言わざるを得ないといううなことは、私はまことに残念なことだと思ひます。そこで、大蔵大臣の権威の上からも、私は田中前大蔵大臣と同じ発言で、それを確認しながら問題をさらに進めていただきたいと思います。証券局長、ひとつ具体的な事情について御報告をいただきたいと思ひます。

○松井政府委員　まず計數から申し上げたいと思

発生原因なり、あるいはそれがどういう機能を果たしてきたかということにつきましては、すでに当委員会でも相当御議論が済んでおるところでございますのであらためて申し上げませんが、一番最高に達しましたのは、四十年四月末、去年の山一再建築発表の直前の状態のときでございますが、二千九百三十二億円でございました。それが四十年の十二月末では二千六百五十億円というふうに落ちております。で、昨年問題が起こりました。

た直後に、われわれといたしましては五月末の残高以上には絶対によくないということ、及び一般の投資家から消費寄託で預かっているものでありますから、いつ引き出しがあるかもしれないというところで、支払い準備の二割は必ず手元に置くべしという従来の指導方針を徹底していくということとで指導してまいっております。したがって、残額といたしましては、いま申し上げたとおり幾ぶん漸減いたしておりますし、それから支払い準備率のほうも、実は担保使用率は七十一%、大体三割近いものの支払い準備率を保つておるといふ状態になっておりまして、幾ぶん改善のあとが見られるということでございます。さらに、ことしに入りまして新たに国債の発行ということが行なわれたわけであります、発行額の二割は証券業者を通じて大衆に消化されるということで証券業者が扱っておりますが、従来の扱い方からいいますと、最も担保力のあるものは国債でありますので、国債がこの制度に乗ることを非常に心配いたしました、これは禁止をしております。国債については運用預かり制度はないというふうに、これは協会の中でも厳格に守らせておるところでございます。

そこで、これをどう整理していくかという問題につきましては、もう大臣からもかねがねお話しになっておりますとおり、証券業者の業者金融のあり方からすれば、最も好ましくない制度であるという観点から、将来これを廃止する考えであるということをお話がありましたが、われわれもまさにその方針で進むことに間違いありません。将来廃止したいと思っております。ただし、御存じのように、実際の企業が借り入れ金をいたしまして現実の経済が回つておる。企業の借り入れあるいは企業間信用と同じような状態にありまして、一挙にこれを返済するということは、現在の生きている企業を殺すことにも相なるわけでありますので、これが返済の原資は、堀議員がよくおわかりになりますとおり、資産の流動化、流動化

した資産の処分あるいは自己資本の充実、その後にあげます収益でもってこれをまかなう以外に方法はないわけでありますので、一挙にはまいりませんが、漸減方式をとりつつ、かつまた、ある時期に一括これが解決の方法がないかということ、いま鋭意具体的方策を検討いたしております。たまたま、再来年の四月一日には証券界が免許制に変わるわけでありますので、免許制までにて体制として整備したいという強い希望を持っておりるところでありますので、制度としての運用預かりというものはこの免許の機会にひとつ整理していく、ただし、先ほど申し上げましたとおり、漸減方式をとる以外に方法はないと思いますが、一種のスケジュール闘争ということばはあれですが、計画に従いましてこれを整理していくという方針を堅持していきたい。制度自身としては、免許制切りかえのときに、もはやこういう制度は証券金融としてとらないという基本的体制で持っていくたい、こういうふうにいま考えております。

○堀委員 大臣、事務当局がいまああいうように言っておりますが、これは私はあたりまえの、当然のことだと思ふのですけれども、ひとつ大臣もこの点御確認をいただきたいと思ひます。

○福田赳 国務大臣 ただいま証券局長からの話は、これは前大臣のときからの方針であります。私もこれをまっしぐらに推進していくという方針でございます。

○堀委員 それではちょっと公取委員長に一つだけ……。

実はこの前渡邊さんが公取委員長でおられましたときにもいまの歩積み、両建ての問題をやりまして、公取の委員長は非常に熱心に中小企業の立場からいろいろとこの問題については協力していただき、アンケート調査その他いろいろやっていたので、今日に至っております。しかし、これは御承知のように、銀行局が調べますのは金融機関サイドでございます、要するに、借り入れの側からの問題は、実は大蔵省では調べていないわけですが、しかし私たちは一応大蔵省を信用して、こ

は、いわば独占禁止法の禁じております不公正な

取引方法に、まさに私は該当すると思います。これに対して、公正取引委員会の前委員長が敢然としてメスを入れたのは、私はたいへんけっこうなことだと思います。私も、実はその当時公取にはおりませんでしたけれども、外部におりまして、

渡邊前委員長が大蔵省の者とよく論議をしておる

ときに、渡邊君はなかなかいいことをやっておるじゃないかと言って、私は陰から声援したこともあるのでございます。

銀行局の調べは、これは金融機関を通じておるも

のでありますが、私どもはあくまでも中小企業者を直接対象にいたしまして、アンケート調査をやっております。しかもその場合に、匿名でけっこうでございますということで——記名いたしました、やはりなかなか出しにくい、匿名でけっこうでございます、お差しつかえなければ名前を書いていただいてもけっこうでございますというところでやっておりますが、それによりますと、前回回の、四十年三月末の調査で一応三十九年九月末に

実はこの前渡邊さんが公取委員長でおられましたときにもいまの歩積み、両建ての問題をやりまして、公取の委員長は非常に熱心に中小企業の立場からいろいろとこの問題については協力していただき、アンケート調査その他いろいろやっていたので今日に至っております。しかし、これは御承知のように、銀行局が調べますのは金融機関サイドでございまして、要するに、借り入れの側からの問題は、実は大蔵省では調べていないわけですが、しかし私たちは一応大蔵省を信用して、こ

100

比べましてある程度の改善は示しておりますけれども、内容を見ますと、中小業者のほうで改善されたという答が四二、三、改善されないと、五〇よりちょっと多い、それから、かえって悪くなったというふうなものの中には二、三、ございいます。しかも、歩積み、両建ては表面はなくなつたけれども、その反面において歩積み預金のかかりに積み立て預金をさせられる。それから、あるいは貸し付けの際にタイミングをはずしてあとで両建てをするというふうな、いろいろなことをやっております。それから貸し付けの審査がきびしくなつた、当座預金の残高を非常に気にするようになったということ、いろいろなことが書いてあります。それにつきましてはいろいろ問題でございますので、いままでの御方針の自粛対象預金はあつたといふことについて、私は、私は非常に疑問を持っております。先ほど第二の措置として当委員会御検討になるというものであります。私もそれはぜひやる必要があるのではないかと思つております。それで、私もいまいたしましては、ただいま昨年の十一月末現在でアンケート調査をいたしております、目下とりまとめ中でございますが、内容を見ますと、やはり非常に銀行局の参考になるようなことがあるようにございいますので、具体的に問題のありましたものについては、私どもは今度は積極的に銀行局のほうに御注意申し上げて、中には金融機関の名前の書いてあるものもございいます。銀行局にひとつ御注意を申し上げて、ひとつ厳重に取り締まっていたらいいじゃないかと思つております。いままではそういう連絡がなかつたようでありましたが、私は今度は連絡をつけまして、具体的に名前のあつたものについては、銀行局で取り調べていただく、こういうふうにしたと思ひます。

○堀委員 大臣、いまお聞きのように、この問題は非常に重要な問題でありますから、これは私もひとつこちでやりますけれども、政府として

○三池委員長 小林進君。

○小林委員 実は、二十二日に大臣がこの委員会へおいでになつて所信表明に對する一般質問を聞いてくださったというところで、私はそのときにあなたに御質問を申し上げるつもりでございいます。きょうは歩積みと両建ての問題だけで質疑応答をするというふうにして聞いておりましたが、私はその問題だけに限定して質問するのかもしれないと思ひますが、そうではなくて一般質問もやるんだということ、若干私どものほうの連絡が疎通を欠いたやうであります。しかし、初心を要するわけにはいきませんので、一般の質問は二十二日に大臣にやらせていただくことにしまして、きょうは私が理解をしておりました歩積みと両建ての問題だけに、いよいよ堀委員の質問の中で、だぶこの委員会の前からの経緯に基づいた質問があつたやうでございいますので、私は前の経緯も、これは二、三日速記録をできるだけ読ませていただきまして、私も、なるべくそれにこだわらないで、私は私の立場で、斬新、精鋭の中でお伺ひいたしたいと思ひます。

○福田(親)國務大臣 これは金融機関と資金需要者との関係でございます。そこで、金を預けておいたり、借りたり、これは出入りが常時ひんぱんに行なわれるわけでありまして、そういうことでありますから、これは金を借りる人が預金は一切して

はならぬというふうな意味において、歩積み、両建てがあつてはならないという考え方は、私は正しくないと思ひます。これが過当に行なわれるところ、問題がある。その過当を正常な形に直していくというところにわれわれの任務がある、かような認識でございいます。

○小林委員 あなたの答弁に落胆をいたしました。厳格に言えば、歩積みと両建てはその性格を異にしてあるかもしれませんが、歩積みの問題は、これはあなたも過当であるとおっしゃる。いわゆる量に基づいて、二、三、三、あるいは信用度に基づいてよからうけれども、三〇、二〇、はいけないという一つの議論も、あるいは成り立つかもしれない。私はそれさえも認めるわけにいかぬけれども、両建てに至つては、完全な二重金利ではないか、金利の二重性、搾取の二倍だ、私はそう考へるのです。この両建ては金利の二重性だ、二重金利だということをあなたは一体お認めになるかどうか。これはお認めにならなくちゃいけませんでせう。二重金利でありやいなや、イエスかノーであります。

○福田(親)國務大臣 これは預金は預金であり、借り入れは借り入れである。預金に對しては利息を取り、また借り入れ金に對しては利子を支拂う、これは別個の問題であります。

○小林委員 同一人、同一企業の場合でございすよ。大体三百億円の金をあなたから借りた。二百億圓を、これは拘束預金でなくともよろしい、業務者が二百億圓を預金をした、そして三百億圓に對しては、これは春日君が前からしつぱし論じておるやうであります。九分五厘の利息を取られて、二百億圓には五分五厘の金利しかもらえない、そんな矛盾は、子供だつて勘定がわかるでせう。差し引きしたら百億圓、金利なら九分五厘でいいのだ。百億圓の九分五厘で払つておけばいいものを、三百億圓に九分五厘の利息を払つて、自分の預けた二百億圓に五分五厘の利息しかもらえないことをだれが一体喜んでやる人があります。これは拘束でないとか拘束預金だと

か——先ほどの議論を聞いておると、その拘束の中にも強制的なものとしからざるものとがあるというふうな、児童にひとしい議論じゃありませんか。こういうふうなことを論議せられて、十年間堂々めぐりをせられておる。まことに大蔵委員会というものは、大官人はいとまああれや桜かざして……(笑聲)。こういうひまな委員会だ、実に私はあきれてものが言えない。こんな勘定がわからないのです。小学校の子供だつてわかりません。二重金利じゃないですか。あなたのほうに預けるやうに、借りるのは借りる、預けるのは、預けるでいいが、同一企業、同一人の場合には、二重金利じゃないですか。二重金利でございませう。

○福田(親)國務大臣 二重金利という意味であり、またそれから借り入れも受けておるといふ際におきましては、預金は預金として、ただ単に借り入れをするというときに比べますと、利息の負担はそれだけ重くなるわけですね。それはそのとおりであります。しかしこれが、あなたがどういう意味で二重金利、二重金利とおっしゃいますか。知りませんけれども、これは二重に取つておるといふわけではないのであつて、一は預金の利息として受け取り、一は貸し付け金の利息として支払う、こういう別個の問題であります。

○小林委員 まことにあなたは説教です。私はそういうふうな理屈では了すできませんから、いろいろこれはあなたに對してこれからけんかをやる材料がふえました。実は私は喜びにたえない。きょうは限られた時間、時間に拘束がおりますから、これはあなたには一つの救いです。けれども、そういうふうな理屈で私は了すできませんが、そのまゝにして次の機会の議論の楽しみにして次へ進みますけれども、私は、この歩積み、両建ての問題に對する従来の経緯調べるために、いまも言うやうに速記録を十年來全部読んできたのであります。何かというと、歴代大蔵大臣、特に銀行局長などの答弁は、終始一貫して銀行擁護論です

第一類第五号 大蔵委員会議録第十一号 昭和四十一年二月十八日

一三

よ。銀行から借りて、苦しみ抜いて、痛めつけられながら、歩みを進めたり、両建てをしておるような。そういう企業者や借り主を幾らかでも弁護をして、これを助けてやろうなどという気持ちはいささかも見えない。若干の言いわけはあるけれども、いささかも見えない。これは驚くべきお役所だということをはだえに感じた。(「銀行の代理人だ」と呼ぶ者あり)まことにおっしゃるとおり、全銀連とか相銀等のエージェンツです。大蔵省の銀行局なんというものはエージェンツだ。そこでこれはいへんなことだと私は思っているうちに、はからざりき、毎日新聞にこういう記事が二、三日前載っていた。そこを見ますと、「人事院は、国家公務員の天下り白書」ともいふべき年次報告書を發表した。これによると、昨年中の高級官僚の天下りは百二十五人、筆頭は大蔵省、次に「通産、建設、運輸の四省が、全体の七十二パーセントを占めている」ということは、当然のことでもあるが、そこになにか問題がひそんでいようという気もある。国家公務員法は、在職中の地位と、退職後のポストとの隔れ縁を防ぐため「私企業からの隔離」の規定を設けている。退職前五年間のポストが、ある企業と密接な関係のある場合は、退職後二年間は天下り就職を禁ずる規定である。しかし、実際はこの規定にもいろいろの抜け道があり「隔離」はお題目だけになっているようだ。だいたいいまの高級公務員はむかしと違って、その地位は必ずしも安定していない。この気持ちはわかる。「五十に近づくと年ごろになれば、自分の昇進の見通しをつけて、第二の人生を考えねばならない。これは公務員に限ったことではない」。みんな同じです。われわれなんか一つ解散の風が吹けば首が切られる。五十までも身元を保証される者が違ふのです。恩給をつけている者などとは違う。続けますよ。次に「公務員の場合は権力とつながる現職の間に、それを公然ない半公然とやるところに弊害も出てくるわけだ。企業者のほうでも、「監督官庁とのつながり」の問題には、神祕質にならざるを得ない。たとえ

ば、昨年の第3四半期に、通産省の粗鋼生産指示を拒否して問題になった「住金」は、「正確に言えば住友金属でございませうが、天下り官僚を入れていない数少ない大会社である。そこで問題がおこると、世間では、いろいろの取りだたも行なわれる。監督官庁からの高級官僚の天下りは、デリケートな問題で、そのために行政の公平が乱されなければ、プラスの面もあるかもしれない。しかし、天下りの役人の古手を受け入れなければ企業は損をする、ということになって、これが一般の風潮になると、行政の公正という点から、やはり問題だらう。どうですか。「高級官僚の退職後の行き先は政界に出るか、民間会社に天下りするか、あるいは公庫、公団、外郭団体に横すべりか」ということで、それぞれ問題が多い。私はきょうはこの歩みだけに限定します。この両建ての問題の速記録を読みながら、これを痛切に感じたのだ。先ほど言うように、大蔵省銀行局は銀行のエージェンツだ。それがやめていつたときの身の振り方がやはり頭にある。どうです、大蔵大臣、これは各官庁に共通するのだ。厚生省の業務局なんかに行くという、業務局の下の手は全部業務局に入っている。わが日本行政の中で一番乱れているのは業務行政です。この業務行政の乱脈は、銀行行政と東西相半ばする、こういうことだ。どういふことなんでしょうか。みごとだよ。みんなそういう天下り人事が行なわれている。そこで、この委員会でも要求があったらと思うけれども、斬新な資料をちょうだいしたい。過去さかのぼって二十年、その間に大蔵省からいわたる各民間銀行に天下られた人の名簿を、いまここで読み提出をいただきたい。と同時に、いさここで読み上げられたこういう民間企業が、特に銀行等が、天下りの高級官僚と結びつかなければうまいとはいえないという、こういう風潮を一体あなたは認めないかならないか。お認めになるならば、秋永めになるかならないか。お認めになるならば、秋永一刀、断固としてこの禍根を断ち切るだけの勇氣があるかどうか。聞けば、あなたも時めく将来の総理を予定せられる総理候補の一員である。こう

いう風評も飛んでおるようだが、だとすれば、なおさらいまは総理街道の修行中でありませうから、ここでひとしきり切って人心を収攬する策を講じておかなければならぬ、こういうことを断固としておやりになることは、ぼくはあなたの将来のためにプラスになつてもマイナスにはならないと思う。これをおやりになるかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思うのであります。

○福田(越)国務大臣 まず第一点、資料を出せというお話であります。できる限りの資料を整えてごらんに入れます。

それから、その資料でもおそらくおわかりになると思いますが、大蔵省の役人が銀行に天下りていったという事例は、小林さんのおっしゃるような状況ではございません。あとでこれは資料でござんいただきますが、そういう状況ではございません。ときにそういう人もありますが、しかし、これはもう特殊な事情、懇望されてその地位につくというふうな場合であります。ありますが、求めていくというふうなケースはありません。したがって、今日のところそういう人事的なつながりができたから銀行行政に支障があるというふうな状態ではないと私は思います。私はそういう状況をよく承知しています。一々の、そういう大蔵省の関係者が行つておる先と大蔵省とのつながりというふうなものとの関係を見ておりますが、決して弊害があるというふうな状態ではない、こういうふうな思っております。

○小林委員 山に入る者山を見ずといつて、あなたはやはり大蔵省の主計局長をおやりになつた、純粹の大蔵省出身でありますから、あなたのような頭脳明晰な方もやはり山に入る者山を見ざるの弊害に陥ることもあるかもしれませんけれども、そうあまり明快に、自信あるような御答弁をなされて、将来どうも悔いを残すことをなさらないほうがいい。あなたの将来のためにあえて御忠告を申し上げておきますが、それはひとつ資料をいただいてから、また私ども他から資料を求めて、いまだ一度再会をしてこの問題に結論を出すことにいたしまししょう。

次に移りますが、一体日本のこの金利というものの、金利にもいろいろあります。預金金利もありまししょうし、貸し付け金利もありまししょうが、私の申しますのは貸し付け金利です。貸し付け金利は、後進国は別として、近代国家の中では一番高いんじやありませんか。現に数日前の新聞にも、日本がアジア、アフリカの低開発国に對しまして、何か金を貸し付けてものを売るような交渉をせられた。大蔵省がおやりになつたか、通産省がおやりになつたか、外務省がおやりになつたかわからぬけれども、そうしたら、アジアにおいて非常に不評判である。その不評判の原因は、大別すると二つあるが、第一番には日本の金利が高過ぎる。イギリスやアメリカは三分五厘、西独でも四分か五分ぐらいで貸す、日本は五分五厘の金利をつけてお貸しになる。高過ぎる。だからごめんこうむりたいといつて、アジア諸国からキャンセルを食いつつあるというふうな報道もなされておる。かくのごとく後進国からも批判されている。その金利もわずかに五分五厘だ。国内においては、いま申し上げましたように、貸し付け金利のごときに至つては九分五厘なんて安いほうだ。ところによつては「割から割二分……」(日歩二十銭、二十五銭)と呼ばぶ者あり)二十五銭から四十銭。まことに無制限な惠利、高利を取っているという現状です。それをさらに二重金利の形で取るなどというの、天下の悪政です。一体日本の金利はどうですか。これは近代国家の中で、世界各国と比較いたしますと、日本の金利は高いか安いか、お聞かせを願いたいのであります。

○福田(越)国務大臣 どちらかといへば、先進国の中では高いほうであります。私はこれが日本の産業の非常に大きな負担となるといふふうな考えをしております。ことに開放体制下で外国と競争していかねばならぬ、こういう際には競争力にも非常に関係がある、こういうふうな考えをします。しかし、どうして高いのかという原因を考え

そこに問題があるわけであり。ただ単に預金の金利だけを下げるといふわけにはいかない。その根拠にあるコスト問題というものを解決しないといふ問題は解決とならないのであります。しかし、これはどうしてもそういう方向に進まなければならないというので、金融機関の近代化、合理化、そうしてそのコストを下げるという方面につきまして私は最大の努力を尽くしていく、これが銀行行政の最も重要な点である、そういう認識でやっております。

○小林委員 コスト論議は、きょうは限られた時間でありまして後日に譲ることになったとして、あなたはこの高い金利が日本の産業の発展に重大なる悪影響を及ぼしていると言われたが、この点は全く同感です。これはあなたと私は意気投合いたしました。けれども、それは産業だけではないと私は思う。これが今日の、きのうから論議が続けられているインフレの根本になっていると思う。これがインフレから物価高から、すべてにわたって影響の甚だるものですよ。あなたは、先ほども物価の値上がりは人件費などとおっしゃったが、人件費なるものが物価値上がりによって占めている率というのは、世界各國の企業の内容から分析してみても、わずかなものだ。一番企業の中で悪のファクターをなしているものは、金利なんだ。その金利を統制し、監督すべきのあなたが一番重点を置かれる金利問題、一番考えられると言われた金利問題は、言うならば罪悪だ。これはまたあとで公取委員長がおりますから聞きますけれども、こんなのは独禁法違反だとさえ私は思っている。思っておりますが、違反でなくても、すれすれのそういうことを公然と許して、しかもやっている者の立場でこれを弁護することに終始しているなどという、そんな行政がどこの世界にありますか。速記録を読んでもみると、先進国でも両建てはやっていますというやっていますといつたて、やっていますという金利なんというものは非常に安い。安い中の、制限された中の両建てな

んです。それを鬼の首でも取ったような言いわけをしておりますけれども、そんなことはけしからぬと思う。

そこで、私はお聞きしますけれども、国税庁の長官いらっしゃいますか。いらっしゃらないければ、だれでもかかって答弁してもらってもよろしいが、最近の発表によりますと、昨年度ですか、忘れましたけれども、一年間のわが日本における企業、国税庁に届け出た内容でございまして、うけられた交際費ですけれども、年間五千六百億円、利子の配当が六千億円だ、そういうことがいわれております。若干数字に間違いがあったらあとで御訂正願いたい、それに比較して、この企業が一年間に支払っている支払い利息というのは合計幾らになっておりますか、参考までにお聞かせを願いたい。

○増崎政府委員 各種の統計でございすが、国税庁の税務統計から見ました法人企業の実態という統計資料の中で発表されました支払い利子の金額がございまして、申し上げますと、三十九年におきまして支払いました支払い利子の金額は二兆六千八百五十九億九千九百九十九円、支払い配当は六千五百七十四億六千九百九十九円でございます。

○小林委員 どうです。これは届け出られた利息だけでござい。それが驚くべき二兆六千億円だ。しかも配当金が六千五百億円だ。合計したら幾らになるか。三兆三千億円近くのことだ。われわれに言わせれば、こういう利息だとか配当なんというものは、学問的にいえば不労所得です。これは不労所得じゃありませんか。学問的にいって配当金や利息をいかに性格づけられるか、大蔵大臣からお聞かせを願いたい。

○福田(勉)国務大臣 不労所得という観念は、私もよくわかりませんが、たしかこれは資産、資本から生ずる所得である、そういうふうな考えます。

○小林委員 あなたのような学問にひいては人がこの不労所得の性格までもお知りにならぬといふ

ようなことは嘆かわしいですよ。万物の霊長たる人間が労働した所産から出さざるものを不労所得といふのです。金が金を生み、金利が金利を生むものを不労所得といふて、われわれの社会主義からいって、これを悪の根源と称する。こういうものは、社会主義の世の中になると全部なくなるとはいわねけれども、こういう働かざるものが、金利が金利を生むようなものをなくしようといふのが、近代的な国家に至る道なんですよ。好むと好まざるにかかわらず世の中はその方向に進んでいく、そのときは小林進あたりがかわりに大蔵大臣になる、あるいは総理大臣になるといふ循環がくるけれども、あなたを野党としていま一度この問題を論ずる機会がまだきたらざるは、私は残念でたまらぬ。いまの計算にしても、こういう働かざるものが、利息において二兆六千億円、配当において六千五百億円、これは不労所得ではないけれども、これに準ずるものとして、いわゆる営業費とか交際費と称するもの、この中にはお客一ぱい、てまへ八はいなどという不当なやつも入っているが、飲み食いなどのまことに不生産的なものに使われている金が五千六百億円、これを合計いたしますとそれだけでも四兆近い。あなたたちがこの悪を断ち切るという正義観に基づいて押えていけば、四兆三千億円が日本の四十一年度の国家予算とほとんど同じだ。それだけのものが不労所得として不生産的なものに使われて、それがみんな世の中の罪悪を生み出している。銀行局長に言わせれば、銀行が貸し付けたから所得増もできた、高度成長もできたなどという、実に齒がゆいような答弁をしておられるけれども、これは得ること小にして、実に国家を毒害することの罪大なんですよ。われわれをして言わしめれば、あなたは根本的にメスを入れていかねばなりませんけれども、メスを入れていく第一段階としてやらなければならぬのが、いまも申し上げたいわゆる歩積み、両建ての問題である。それさえもあな方はできないじゃないですか。それで何が一体金利の統制ですか。何で一体金利に力を入れて

いると言ひ得るか。先ほどから聞いていけば、何にもやっていないといつてもよろしい。自衛措置という。どうぼうにどうぼうの自衛をせしめるような話をして能事終われりとしておる。そんなことが問題の解決になりますか。どうです。こういう基本的な問題に、あなたは立ち上がったって、ほんとうにメスを入れる勇氣がありますかどうか、いま一度お伺いしたい。

○福田(勉)国務大臣 小林委員の御熱意には敬意を表しますが、しかし、実際問題とすると、この世の中から利息を全部なくしちゃう、そんなことはできるものじゃないのです。歩積み、両建ての問題につきましては、熱意を持ってこれが解決に取り組んでいくということは、先ほど申し上げたとおりでございます。

○小林委員 大臣、時間ありませんから、あなたのそのおことばだけでもきめ手にならぬのは私は残念ですけれども、これはまあ歳月は長いのですから、ひとつおしいい進めていただくということにしまして、そこで公取委員長にお尋ねをいたしますけれども、残念ながら、あなたは渡邊前委員長と交代をせられた。非常に残念であります。昭和三十三年三月十二日の大蔵委員会、この中で渡邊前公取委員長は、わが党の堀委員の質問に答えて、歩積みと両建ての問題を二つに分けて、歩積みの問題は、先ほども言いましたように、これは量の問題で、不当であるとは考えられない、あるいは過当であるかもしれないけれども、私には同感であります。けれども、この問題については、私は目下鋭意研究中であります。いずれ研究の結果を御報告いたしたい、こういうことを言われているのであります。これは三十九年の三月十二日でございますから、もはや二年に近い歳月が経過しようとしておるのでありますから、私は、公取といたしまして、この両建ての性格問題、法規に照らして、違法なりや、あるいは適法なりや、好ましからざる、結論はもう出ているものと判断をいたすのでございしますが、どう

か公取委員会としての、法律上の違法、不法の問題についての御所見を承っておきたいと思ひます。

○北島政府委員 独占禁止法上といひましては、不公正な取引方法といひまして公正取引委員会が指定したのが十二ございいます。そのうちの第十に、取引上の優越した地位の乱用ということがあります。それに当たるか当たらないかという問題であります。歩積み預金につきましては、商慣習上ある程度のものはこれは適当であるというものが、先ほどのお話かと思ひますが、私もそれは同感であります。ただ、その範囲が、はたして一律に一〇%ないし三〇%でいいのかどうかという点については、だいい問題がございいます。それから両建て預金につきましては、これは正確に申しますと、私は全部悪いとは思ひませんが、たとえば、定期預金をいたしている人が急に銀行から金を借りたくなって金を借りる場合に、期限が来ない定期預金を担保にして金を借りるというものはあり得る。その際には、その定期預金の期限が来るまでは両建てになる。これは商慣習上別に誹議すべき点はないと思ひます。ただし、その他の点につきましてはだいい問題があると思ひますが、借り入れ者が特に希望する場合も中にはあり得ます。同業者の関係あるいは取引先との関係から、自分の資産力を誇るために特に希望する場合もあり得る。これは優越した地位の乱用にはならぬかと思ひます。それからまた、あるいは銀行から金を借りまして、それを返済する場合に、ごくわずかな金しか返済がなかった、こういう場合に、一々そのつどこれを相殺するということがなくて、臨時にこれを積み立てするということがあり得るわけであり得る。こういった程度のものであれば、これは私はあえて不当とは思ひないものであります。それ以外のものについては、これはだいい問題がありますから、具体的に事情に応じて考えなければならぬかと思ひます。

○小林委員 私は、ここでは原則論を承りたいと思ひて居るのです。ですから、あなたはどうか何

か個々の場合を——定期預金の場合に、必要があつて金を借りる場合は、結果的に両建てになるじゃないか云々、あるいは業者の関係で借金があるような場合に何か借金のあることを見せる必要もあるだろう、そういうのは例外ですよ。私は、原則、例外を明確にいたして、むしろ希望を言わしていただくならば、公正取引委員会などというものは、やはり法規に基づかざるものは、学問を基礎にして論じなければならぬものでありますから、原則論をきちんと掲げて、原則としてこれはどうも不当行為である、違法行為である、こういうふうにきめていただいて、しかし、例外の場合は、こういう例外は違法ではない、あるいは違法性を阻却する、こういうふうなことにしていただくことを実は期待したわけだ。ところが、あなたの御答弁を聞いていますと、まだそこまで至っていないようであり得ます。まことに残念でありますけれども、先ほどのお話では、前の渡邊公取委員長はこの問題に非常に熱意をお持ちになった。私は速記録を見て、それほど熱意があつたとは思ひないものでありますけれども、皆さん方があつたとおっしゃいますから、それは認めることといたしまして、いまあなたの御答弁を聞いていますと、はたかながめて渡邊君はいことをやっておる、あなたはさすがにおほめになつて、渡邊君を賞揚賛嘆し、あるいはこれに協力をしたような御答弁があつた。実に好ましい御答弁でありましたから、願わくばこの渡邊氏の遺志を継いで、彼の遺志をさらに徹底するようにひとつ御努力をいただきたい。もはや明確な結論が出ていたかと思つたら、出ていないので、残念でありましたが、早急にひとつ私の希望するような結論をお出しただくことをお願いしたいのであります。

それについても、あなた方は、三十八年の四月十一日、全国銀行協会、相互銀行協会、信用金庫協会等に対し、あるいは若干文章の内容が違ふかもしれませんが、もしこのままの状態が統

くなら、当委員会はこれを是正するための必要な処置をとらざるを得ずという強い勧告をお出しになつて居るということが、速記録に載つて居るのであります。ところが、現状はいささかも——いささかもと言つてはちよつと悪いかもしれぬけれども、改善をせられていないことは、あなたの先ほどの御答弁のとおりだ。そうでしょう。四〇何%は改善のあとであつたけれども、五〇%は現状のままで、さらに改善をせられて居るという答申もあつたというところでございいますから、総体的に見れば、私も改善のあとと顯著なるものと認めるわけにいかない、あなたの答弁を聞いただけでも、それならば、こういう嚴重な勧告をお出しになつたのでありますから、何らかの処置はもはやいまのうちにとられていなければならぬと私も常識的に考えるのであります。どういう処置をおとりになりましたか、お聞かせを願ひたい。

○北島政府委員 まあ、この問題は前委員長時代の問題でございしますが、いろいろいわれ因縁、故事来歴があるようでございまして、結局当大蔵委員会ではいろいろ銀行局、大蔵省とお話し合ひになりまして、たしか三十九年の六月に当委員会で御決議に相なつた次第であります。その御決議に基づいて、大蔵省では銀行の自粛基準というものを作りまして、これを各銀行に通達し、都市銀行及び地方銀行については、一年以内に過当な歩積み、両建ては解消する、それから相互銀行、信用金庫についてはおおよそ二三年を目標として解消する、こういうことになつたのであります。その際に、公正取引委員会に対しては常時監視を続けて、もし改善の裏があらぬという場合には直ちに特殊指定を考慮する、こういうことになつたのであります。公正取引委員会といひましたし、その御趣旨に従つて、常時歩積み、両建ての問題につきましては監視をいたしておりました。先ほど申しましたように、ただいままでに四回にわたりまして加入者からのアンケート調査を実施いたして、その改善状況を見ているわけでありま

す。昨年の十一月末現在はまだわかりませんが、昨年の三月末現在では、その前の年の九月末のに比べましてある程度の改善が出ておる。これはもう全然改善がないというのではございしません。しかし、私どもはこの程度ではまだ十分に満足できずとは思つておりませんが、なお当委員会で御決議がありまして、それに基づいて、大蔵省が銀行局がまず第一に銀行を指導して、この過当な歩積み、全建ての解消を御指導なさつておるのでありますから、私ももといたしましては、まず監督官庁はほんとうに真剣になつてこの問題に取り組まれて御指導なさるのが筋じゃないかと思ひます。もしそれでだめならば、私どものほうで、公正取引委員会といひまして特殊指定をするものやむを得ないことになるだろう、しかし、私はそういうことにならうとは思ひません。おそらく大蔵省におかれましては、先ほども大蔵大臣から御答弁ありましたように、熱意を入れてこの問題と取り組んでくださるものと思ひます。しかし、私どもとしては決して監視の目をゆるめるものではございせんけれども、常時加入者のほうからの声を耳にいたしまして、必要な場合には特殊指定の措置を講じなければならぬ、こう思つて、準備はいたしております。

○小林委員 ちょっと私が聞き違ひだったら訂正していただきたい。三十九年の六月十九日の小委員会では、あなたの言われたようなそういう小委員長報告がなされて、この委員会で決定をしておられた。そのときにはまず二つに対して指示が与えられた。大蔵省は、あなたの言われるように行政指導を強化する、強化してこの問題をなくするようにする。公正取引委員会は、必要と認める場合には特殊指定を行なうべきものとする。こういう決定がなされているわけですから、その基準といふのは、いまお話しになつたように、三十九年の六月十九日といふゆる基準日といひまして、一年以内、相銀は二年以内に、三〇%を超えるものはその線まで引き下げて——大体三〇%なんて数字は気に入らせんけれども、前の方々はそういう一

つの約束ごとに縛られましようけれども、私はフリーでありますから、そういうような申し合わせにはこだわりません。けれども、そういう申し合わせだ。それから全銀が一年、そういうことになれば、昭和三十九年の六月十九日から一年といえ、昭和四十年の六月十八日が一年目であります。もはや一年の経過は夢のごとく過ぎ去っております。やりましたか。もちろんの実績じゃないですか。われわれから見れば、実績といえるような顕著な実績はあがっていない。相銀関係だって、もはや二年目に余すところわずかにもう四カ月もない。一年八カ月はそうその間に過ぎてしまっただけじゃないか。その間に見るべき実績がありません。先ほどからあなたが言っているけれども、見るべき実績はないじゃないですか。大臣、嚴重にこの問題はやりまうという話は、前から耳にたががするほど私は聞いたといえない。読んだ。しかし、何も実績はあがっていないじゃないか。ありませんか。このような遅々たる状況の中では、公取委としては、重大なる警告を発する意味において、特殊指定は、少なくとも二、三回ぐらいはもうおやりになってしかるべきものと私は判断をしているのでありますが、せめて一回なりともおやりになりましたか。お聞かせを願いたいのであります。

○北島政府委員 この問題は、先ほども申しましたように、いろいろ経緯がございまして、結局二年の猶予期間を置いて全部過当なものをなくそう、こういうことで銀行局が指示して、当委員会においてもそれを御支持なさったように私は拝承しております。私どももいたしましては、その状況を見ておまして、もしそれが逆転するようなことがあったら直ちに特殊指定をしなればならぬ、こう考えております。いままでにおきましては、一応ある程度の改善はしてきているというふうに考えております。

○小林委員 どうもあなたの答弁を聞いています。銀行局、銀行局と言つて、銀行局と銀行の都合ばかり気にされているようだ。公取委、独禁法などというものは、そういう銀行だとか、通産省に行けば通産省のお役人の意向ばかり聞いて公取委が仕事をやるならば、これは公取委の存在理由はありません。銀行や銀行局のやり方に重大なる監視、監督を加えなければならぬ。その存在理由を認めていこう。大衆はあなたたちの存在理由を認めていこう。通産省だつて大企業の下請機関です。エージェンシーと大衆は見ている。その大衆の意向を見ながら、ともすればそういう大企業のエージェンシー化しつつあるような通産省の動きに、あなたたちは重大なる監視、監督をしていこう。公取委の独立性と崇高さがあるわけなんです。だから、私の前で銀行局なんぞあまり話を出さぬでください。先ほどから言っているように、これがどうも表と裏が違つて、うしろのほうでは一緒になっているのじゃないかという疑いを持っている。私が持っているのではない。大衆が持っている。庶民は持っている。中小企業は持っているのですから、そこにおいて、先ほどのあなたの調査の方法も、一方は金融機関からとる、あなたは現に借りている中小企業のほうから資料をおとりになつていこう。そういう資料のとりの方は私は敬意を表している。常に反対側から問題を集約して問題を解決するというきつ然たる態度を持てなければならぬ。その意味においては、銀行の思惑なんかどうでもいい。あなた方は独自の見解と独自の自信を持ってやっていただかなければ、百年たつてもこの問題は解決いたしません。その意味において、いま

もうしるのほうからも声がかかっておりますけれども、比率の面において、三〇%が二五%になつた三五%になつたという比率だけを出してありますけれども、いわゆる債務者預金とか拘束預金とか、その金額の総計はちつとも減つていない。金利も毎年ふえている。先ほども言いましたけれども、二兆六千億円のの中にはこういう拘束預金や債務者預金が幾ら含まれているか。私は時間があれば聞いてまいりたいと思ひますけれども、この二兆六千億円のの中には、いま金を借りなければ首をつらなければならぬせつない人たちの、こういう両建ての血と涙と切々たる恨みの金は何億円入つていのかわかりません。私どもの推定をもつてすれば、二兆六千億円のの中には半分くらい入つていのではないかと思はれる。トータルにおいて減つていない。勇気を持ってひとつやつてください。ここでだけ言明して、今度はやりまう、嚴重な警告をしますのと言われないで、要は実行あるのみですから、ひとつ大いに実行してください。ことを要望いたします、私の質問をこれで終わることにいたします。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法第四条の規定は、昭和四十一年度分の予算から適用する。

2 昭和四十一年度における財政処理の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第二十項」を「第二十一項」に改める。

○三池委員長 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、地震保険に関する法律案及び地震再保険特別会計法案の各案を一括議題といたします。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案
交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和十九年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第四條中「百分の二十九・五」を「百分の三十二」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法第四条の規定は、昭和四十一年度分の予算から適用する。

2 昭和四十一年度における財政処理の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第二十項」を「第二十一項」に改める。

理由
一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる金額で、所得税、法人税及び酒税の収入見込額を基礎として算定するものの算定の割合を、昭和四十一年度以後、百分の三十二に引き上げることとする。昭和四十一年度の臨時地方特別交付金に関する措置に伴い、その経理を同特別会計において行なうこととし、当該交付金に相当する金額は、一般会計から同特別会計に繰り入れることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地震保険に関する法律案
地震保険に関する法律案

（目的）
第一条 この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険

項を、「臨時地方特別交付金」の下に「昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律による臨時地方特別交付金」を加え、同項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第十九項の次に次の一項を加える。

20 昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第 号）
第二条の規定により交付する臨時地方特別交付金に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法第四条の規定は、昭和四十一年度分の予算から適用する。

2 昭和四十一年度における財政処理の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第二十項」を「第二十一項」に改める。

理由
一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる金額で、所得税、法人税及び酒税の収入見込額を基礎として算定するものの算定の割合を、昭和四十一年度以後、百分の三十二に引き上げることとする。昭和四十一年度の臨時地方特別交付金に関する措置に伴い、その経理を同特別会計において行なうこととし、当該交付金に相当する金額は、一般会計から同特別会計に繰り入れることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地震保険に関する法律案
地震保険に関する法律案

の普及を図り、もつて地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「保険会社等」とは、保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第一条第一項若しくは外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)第三条第一項の規定により損害保険事業を営むことにつき免許を受けた者又は他の法律に基づき火災に係る共済事業を行なう法人で大蔵大臣の指定するものをいう。

2 この法律において「地震保険契約」とは、次に掲げる要件を備える損害保険契約(火災に係る共済契約を含む。以下同じ。)をいう。

一 居住の用に供する建物又は生活用財産のみを保険の目的とする。

二 地震若しくは噴火又はこれらによる津波(以下「地震等」という。)を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による全損(経済的に全損と認められるものを含む。)のみをてん補すること。

三 特定の損害保険契約に附帯して締結されること。

四 保険金額は、附帯される損害保険契約の保険金額の百分の三十に相当する額(その額が政令で定める金額をこえるときは、当該金額)とすること。ただし、特別の事情があるときは、政令で定めるところにより、これに代わるべき金額とすることができる。

3 この法律において「保険」、「保険金」又は「保険責任」とあるのは、共済契約については、それぞれ「共済」、「共済金」又は「共済責任」と読み替へるものとする。

(政府の再保険)

第三条 政府は、地震保険契約によつて保険会社等が負う保険責任を再保険する保険会社等を相手方として、再保険契約を締結することができる。

2 前項の再保険契約は、契約の相手方ごとに、

一回の地震等によりその相手方に係るすべての地震保険契約によつて支払われるべき保険金の合計額が政令で定める金額をこえる場合に、そのこえる金額につき政令で定める区分ごとの割合により支払うべきことを約するものとする。

3 一回の地震等により政府が支払うべき再保険金の総額は、毎年度、国会の議決を経た金額をこえない範囲内のものでなければならぬ。

4 七十二時間以内が生じた二以上の地震等は、一括して一回の地震等とみなす。ただし、被災地域が全く重複しない場合は、この限りでない。

(保険金の削減)

第四条 前条第一項の規定による政府の再保険契約に係るすべての地震保険契約によつて支払われるべき保険金の総額が、一回の地震等につき当該再保険契約により保険会社等のすべてが負担することとなる金額と同条第三項の規定による政府の負担限度額との合計額をこえることとなる場合には、保険会社等は、政令で定めるところにより、その支払うべき保険金を削減することができる。

(保険料率及び再保険料率)

第五条 政府の再保険に係る地震保険契約の保険料率は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならぬ。

2 政府の再保険事業に係る再保険料率は、長期的に再保険料収入が再保険金を償うように合理的に定めなければならない。

(審査の申立て)

第六条 保険会社等は、政府の再保険に関する事項につき不服があるときは、大蔵大臣に対し、審査を申し立てることができる。

2 前項の規定による審査の申立てがあつたときは、大蔵大臣は、地震保険審査会の審査を経て裁決する。

3 第一項の審査の申立ては、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(地震保険審査会)

第七条 大蔵省に、附属機関として、政令で定めるところにより、地震保険審査会を置くことができる。

2 地震保険審査会は、前条第二項の規定によりその権限に属する事項を処理するほか、再保険金を支払うべき事態が生じた場合において、大蔵大臣の諮問に應じ、当該再保険金の額及び第四条の保険金の削減に係る事項に關し調査審議する。

3 前二項に定めるもののほか、地震保険審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(国の措置)

第八条 政府は、地震保険契約による保険金の支払のため特に必要があるときは、保険会社等に対し、資金のあつせん又は融通に努めるものとする。

(報告及び検査)

第九条 大蔵大臣は、この法律に規定する政府の再保険事業の健全な経営を確保するため必要があると認めるときは、地震保険契約に係る事業を行なう保険会社等に対し、その事業に關し報告をさせ、又はその職員に当該保険会社等の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(実施規定)

第十条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令で定める。

(罰則)

第十一条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、

は、三万円以下の罰金に処する。

2 保険会社等の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその保険会社等の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その保険会社等に対しても同項の刑を科する。

附 則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 保険業法の一部を次のように改正する。

第十二条ノ三第一号中「又自動車損害賠償保障法ノ規定ニ基ク自動車損害賠償責任保険事業」を、「自動車損害賠償保障法ノ規定ニ基ク自動車損害賠償責任保険事業又ハ地震保険に關する法律ニ規定スル地震保険契約ニ關スル事業」に改め、同条第二号中「及自動車損害賠償責任保険事業」を、「自動車損害賠償責任保険事業及地震保険契約ニ關スル事業」に改める。

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十条の二 地震再保険事業を行なうこと。

第十二条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 地震再保険事業に關すること。

第十二条第二項中「並びに同項第八号」を、「同項第八号」に改め、「(検査部の所掌に属するものを除く。)」の下に「並びに同項第八号の二の事務」を加え、同条第三項中「第九号まで」を「第八号まで及び第九号」に改める。

理 由

住宅等を対象とする地震保険の普及を図り、地震等による被災者の生活の安定に寄与するため、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地震再保険特別会計法案

地震再保険特別会計法

(設置)

第一条 地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第 号)による地震再保険事業に関する政府の経理を明確にするため、地震再保険特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)

第二条 この会計は、大蔵大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、再保険料、次条第一項又は第二項の規定による一般会計からの繰入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金、第十四条第二項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、再保険金、借入金の償還金及び利子、同項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金、一時借入金の利子、次条第三項の規定による一般会計への繰入金、事務取扱費並びにその他の諸費をもつてその歳出とする。

(一般会計からの繰入れ)

第四条 政府は、この会計の事務取扱費の財源に充てるため必要な金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

2 政府は、再保険金、この会計の負担に属する借入金の償還金及び利子、第十四条第二項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金又は一時借入金の利子の財源に充てるため、必要があるときは、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れることができる。

3 前項の規定による繰入金については、後日、この会計からその繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

(歳入歳出予算の作成)

第五条 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第七条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次の書類を添附しなければならない。

(歳入歳出予算計算書)

一 前年度の貸借対照表及び損益計算書
二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
(責任準備金の積立て等)

第八条 この会計において、毎会計年度の利益の額が当該年度の損失及び第三項の規定により繰り越された損失の合計額をこえるときは、そのこえる額に相当する金額を責任準備金として積み立てなければならない。

2 この会計において、毎会計年度の利益の額が当該年度の損失の額に不足するときは、責任準備金をもつて補足するものとする。

3 前項の規定により責任準備金をもつて補足することができない損失の額は、損失の繰越しとして整理するものとする。

(剰余金の積立て等)

第九条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。ただし、当該剰余金のうち、歳出予算の翌年度繰越額その他政令で定める額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 前項の積立金は、この会計の歳出の財源に充てるため必要があるときは、この会計の歳入に繰り入れるものとする。

3 この会計の積立金は、資金運用部に預託して運用することができる。

(歳入歳出決定計算書の作成)

第十条 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出決定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書並びに当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(余裕金の預託)

第十二条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(借入金)

第十三条 この会計において、再保険金(次条第二項ただし書の規定により借り換えた一時借入金)でその年度における再保険料、積立金からの受入金及び積立金から生ずる収入(次項において「再保険料等」という。)をもつて当該年度における再保険金を支弁するに不足するためその借換えが行なわれたものの償還金を含むものを支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができ。

2 前項の規定により借入金を行うことができる金額は、その借入れをする年度における再保険料等をもつて当該年度における再保険金を支弁するに不足する金額を限度とする。

(一時借入金)

第十四条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、その不足する額を限度として、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰替使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。ただし、歳入不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金の借換えをすることができ。

3 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十五条 この会計の負担に属する借入金及び一時借入金の償還金(前条第一項の規定による一時借入金の償還金を除く。)及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越し)

第十六条 この会計において、支払義務を生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)

第十七条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「資金運用部特別会計」の下に、「地震再保険特別会計」を加える。

理 由

地震保険に関する法律の施行に伴い、地震再保

險事業に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○三池委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。藤井大蔵政務次官。

○藤井勝政府委員 ただいま議題となりました交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案外二法律案について、提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

初めに、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和四十一年度の地方財政は、最近の経済情勢を反映して地方税、地方交付税等歳入の伸びが鈍化する一方、人件費、公共事業費等歳出の増加が見込まれることにより、きわめて困難な財政事情に立ち至るものと思われまします。この対策として、政府におきましては、地方債計画において、地方財政特別対策分として政府資金債五百億円、繰越債七十七億円、合計千二百億円の特別事業債を見込むとともに、交付税率の大幅引き上げ及び臨時地方特例交付金の交付により、合計一千億円の財源措置を講ずることとしております。

まず第一は、交付税率の引き上げであります。これにつきましては、別途今国会に提案いたしてあります地方交付税法の一部を改正する法律案におきまして、地方交付税の算定率を、所得税、法人税及び酒税の収入見込み額のそれぞれ百分の二十九・五から百分の三十二に引き上げることとし、これにより、地方交付税交付金を五百八十六億円増額することとしております。

第二に、昭和四十一年度における住民税の減税に伴う減収等を考慮して、別途今国会に昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案を提案し、四十一年度限りの措置として臨時地方特例交付金四百十四億円を交付することとし、このうち二百四十億円は、第一種特例交付金とし

て、たばこの売り上げ本数により案分して不交付団体を含め各地方公共団体に交付し、残りの百七十四億円は、第二種特例交付金として、普通交付税の配分方式に準じて交付することとしているのであります。

以上の措置に対応して、交付税及び譲与税配付金特別会計法においても、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる金額で、右の交付税に相当する金額の算定率を現行の百分の二十九・五から百分の三十二に引き上げることとし、また、昭和四十一年度の臨時地方特例交付金の交付に関する政府の経理を同特別会計において行ない、臨時地方特例交付金に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計から同特別会計に繰り入れることができることとする等、所要の改正を行なうとすることとあります。

次に、地震保険に関する法律案について申し上げます。

わが国は、地震国といわれながら、これまで地震による被害を受けた一般国民が、その損害を補てんする手段としての普遍的な保険制度が存在せず、かねてから地震保険制度の確立が要望されておりましたが、地震災害は、その発生の頻度及び損害の程度が統計的に把握しがたく、その損害が時に異常巨大なものとなる可能性をもっておりましますことから、保険制度によつてその危険を担保するには種々問題があるため今日まで実現しなかつたのであります。

昭和三十九年六月の新潟地震の際におきましても、焼失した民家が、火災保険をつけておりながら、その火災が地震を原因とするものであったために、保険金の支払いが受けられないという事態が生じ、衆議院大蔵委員会におきましても、この問題が取り上げられ、地震保険等の制度を根本的に検討すべき旨の決議が行なわれた次第であります。

政府といたしましては、すみやかに地震保険制度を確立して被災者の生活の安定に寄与すべく、同年七月保険審議会に具体的方策について諮問し

四十年四月に答申を受けたのでありますが、この答申に基づいて検討を重ねました結果、ここに地震保険に関する法律案を提出いたしました次第であります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

地震災害が、その特質上直ちに民間保険事業の対象となりがたい点を持つておりますので、まず、政府は、一定の要件を備える地震保険契約を民間の保険会社等が締結したときは、これを再保険できることとしておられます。再保険の方式といたしましては、いわゆる超過損害額再保険方式によることとし、一定額以下の保険金支払いは、すべて民間保険会社等の負担とし、これをこえる部分については政府が再保険することとしたしております。なお、一回の地震等について政府が支払うべき再保険金の総額は、毎年度、国会の議決を経た金額の範囲内といたしてあります。

民間保険会社等が引き受けます一定の要件を備える地震保険とは、住宅または家財を対象とし、地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没または流失を保障事故とし、それによる全損をてん補するもので、特定の損害保険契約に付帯して契約され、保険金額はその主契約の百分の三十に相当する額を原則とするものであります。もつとも、その金額が一定の限度をこえるときは、その限度によることとし、一方、異常巨大な地震災害が発生した場合で、支払うべき保険金総額が民間の負担限度と政府の負担限度との合計額をこえるときは、保険金が削減されることとしております。

以上のほか、再保険者としての政府の措置等につきまして、諸般の規定を設けております。

最後に地震再保険特別会計法案について、申し上げます。

ただいま申し上げましたとおり、一定額以上の超過地震損害を国が再保険することにより、地震保険制度を実施するわけでありますが、この政府の再保険事業収支を明らかにするとともに、予測し

がたい大地震の発生に際しまして、再保険金の支払いに支障を生じないよう弾力的に財政上の措置を講ずる必要があるとしますので、ここに地震再保険特別会計法案を提案することとした次第であります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、この会計は、再保険料及び積み立て金の取りくずしによる受け入れ金を主たる財源とし、そのほか、借り入れ金または一般会計からの繰り入れ金等をもつてその歳入とするものであります。他方、歳出は、再保険金または再保険金を支弁するため借り入れた借り入れ金等の償還金及び利子のほか、事務取り扱い費、一般会計への繰り入れ金等であります。

第二に、この会計において、再保険金を支弁するため必要があるときは、その年度の再保険料等の収入が再保険金額に不足する金額を限度として、借り入れ金をすることができるとしてあります。

第三に、再保険金または借り入れ金の償還金及び利子の財源等に充てるため必要があるときは、一般会計から繰り入れることができることとしてあります。なお、これらの繰り入れ金は、この保険計算の長期均衡性を考慮して、後日、この会計から一般会計に繰り戻すべきものとしてあります。

第四に、この会計の事務取り扱い費の財源は、毎年度、一般会計から繰り入れるものとしてあります。

第五に、この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを積み立て金として積み立て、将来この会計の歳入の財源に充てる必要が生じたときは、この会計の歳入に繰り入れて使用することができることとしてあります。

以上のほか、この会計の予算及び決算その他必要な事項を定めることとしてあります。

以上が、交付税及び譲与税配付金特別会計法の

一部を改正する法律案外二法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○三池委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

各案に対する質疑は、次会に譲ります。

次会は、来たる二十二日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十分散会

昭和四十一年二月二十三日印刷

昭和四十一年二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局